

第27回 地方法人課税のあり方等に関する検討会

議事次第

（平成27年10月9日（金）
15：00～16：15
合同庁舎2号館7階 省議室）

1 開会

2 議事

地方法人課税のあり方等についてのヒアリング

- ・ 東京都
- ・ 指定都市市長会

3 閉会

配布資料

- （資料1-1） 共存共栄による日本全体の発展を目指して（概要版）
～地方税財政に関する東京都の主張～ <東京都資料>
- （資料1-2） 共存共栄による日本全体の発展を目指して ～地方税財政に
関する東京都の主張～ <東京都資料>
- （資料2） 地方法人課税のあり方等について <東京都資料>
- （資料3） 地方法人課税のあり方等に関する検討会 ～指定都市市長会
説明資料～ <指定都市市長会資料>

- ✓ 不合理な偏在是正措置は、**限られた地方財源の奪い合い**にすぎず、地方の巨額の財源不足の解決につながらないばかりか、**地方の自主的・自立的な行財政運営をも阻害**する

不合理な偏在是正措置等について（本編 P2～P8）

H20年度、H26年度
不合理な偏在是正措置が導入

消費税率10%段階

H27年度は
3,000億円の減収

H29年度～？
年間 **5,800億円に拡大？**

国は、累計で **約1.3兆円**を
都から奪い、地方に配分



※ 法人二税の分割基準の見直し等、不合理な税制改正の動きも

不合理な偏在是正措置への10の反論（本編 P10～P22）

- ◆ 地方税の原則に反する
 - ① **応益性の原則に反する**
- ◆ 国自らが目指している方向性と逆行する
 - ② **頑張る地方自治体ほど報われず「地方創生」の理念と逆行**
 - ③ **地方交付税の不交付団体が増えず「地方分権」の理念と逆行** など
- ◆ 国の主張には問題がある
 - ⑤ **税収格差のみによる比較は一面的である** など
- ◆ 都の財政需要を考慮していない
 - ⑧ **大都市需要**、⑨ **少子高齢社会への対応**、⑩ **財政需要は更に増加**

- ✓ 不合理な偏在是正措置を**直ちに撤廃し**、**地方税に復元**するとともに、**総体としての地方税財源を拡充し**、**共存共栄による日本全体の発展**を目指すべきであり、都はこうした成長志向の取組を**一層強化**していく

総体としての地方税財源の拡充（本編 P25）

税込 **国6：地方4**

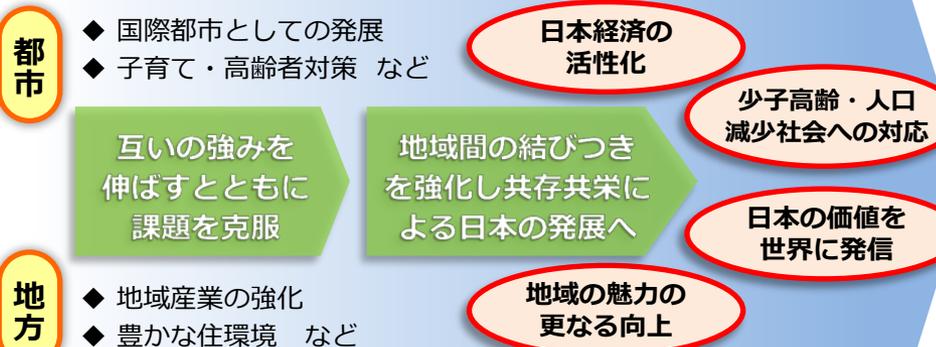


地方の役割に見合った
税財源の拡充

歳出 **国4：地方6**



共存共栄による日本全体の発展（本編 P26～P28）



共存共栄による日本全体の発展を目指して
～地方税財政に関する東京都の主張～

平成27年9月

 東京都

はじめに

- 人口減少は、労働力人口の減少やそれに伴う経済成長へのマイナスの影響、少子高齢化による社会保障費の負担の増大など、様々な形で社会のあり様に影響を与え、地方はもとより、国の命運をも左右する課題である。
- 国は、各々の地域が自立的かつ持続的な社会を構築した上で、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張る「地方創生」の理念を掲げ、その実現に向けた取組を推進している。
- しかしながら、地方が巨額の財源不足を抱える中、地域の取組の礎となる地方財源をいかに拡充するかという本質的な議論は棚上げされたまま、地方の財源不足の問題は都市と地方の財源争いという構図に矮小化され、財政力格差の是正の名のもとに、税源の不合理な偏在是正措置という、地方自治の危機とも言える制度の見直しが断行されてきた。
- 不合理な偏在是正措置は、限られた地方財源の奪い合いという「現状維持」の発想の域を出ず、地方が抱える巨額の財源不足の解決につながらないばかりか、地方の自主的・自立的な行財政運営をも阻害するものである。今改めて必要なことは、総体としての地方税財源の充実強化と、各地域の結びつきを深め共存共栄により日本全体の発展を目指す、「成長志向」の取組である。
- 本資料は、これらの状況に鑑み、不合理な偏在是正措置の動向と、これに対する東京都の反論、そして今後の目指すべき方向性を改めて整理したものである。

共存共栄による日本全体の発展を目指して

～地方税財政に関する東京都の主張～

	頁
I 東京都を取り巻く状況	1
（1）地方財政の現状	2
（2）都の財源を奪う不合理な偏在是正措置	3
（3）不合理な税制改正	6
II 不合理な偏在是正措置への反論	9
（1）地方税の原則に反する	10
（2）国自らが目指している方向性と逆行する	11
（3）国の主張には問題がある	14
（4）都の財政需要を考慮していない	17
III 目指すべき方向性	23
（1）不合理な偏在是正措置は直ちに撤廃すべき	24
（2）地方の役割に見合った税財源の拡充が必要	25
（3）共存共栄による日本全体の発展を目指して	26
（4）地域間の結びつきを強化するための都独自の取組	27

I 東京都を取り巻く状況

(1) 地方財政の現状

(2) 都の財源を奪う不合理な偏在是正措置

地方法人特別税（法人事業税の暫定措置）

地方法人税（法人住民税の地方交付税原資化）

不合理な偏在是正措置の拡大に向けた動き

(3) 不合理な税制改正

財政調整を目的とした法人二税の分割基準の見直し

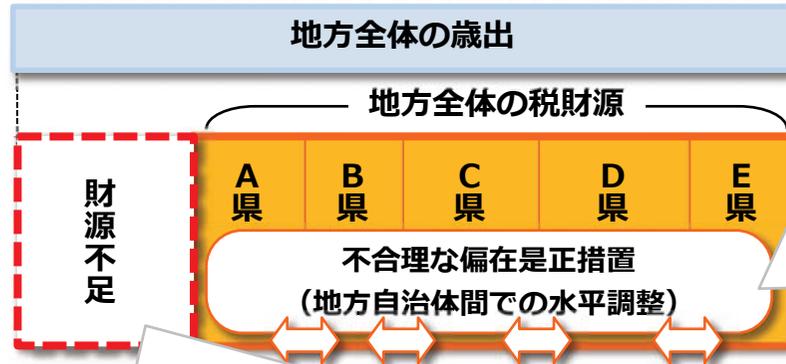
様々な問題を抱える企業版ふるさと納税

東京を狙い撃ちにした地方拠点強化税制

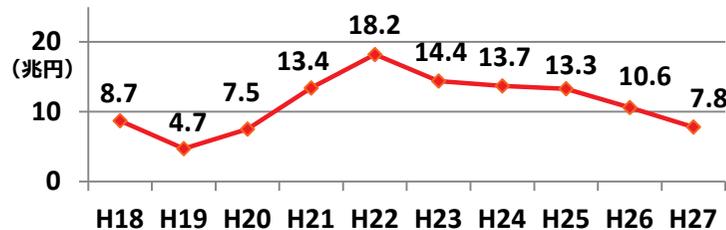
地方財政の現状

- ✓ 国は、**年間10兆円規模の地方の財源不足**をどう解消するかという本質的な議論を棚上げし、地方自治体間の財政力格差の解消を名目に、地方法人課税の**不合理な偏在是正措置を断行**
- ✓ 不合理な偏在是正措置は、**限られた地方財源の奪い合い**にすぎないばかりか、地方の自主的・自立的な行財政運営を阻害し、**共存共栄の方向性とも逆行**

巨額の財源不足と不合理な偏在是正措置



◀ 地方全体の財源不足額の推移 ▶



※ 総務省資料「地方財政の財源不足の状況」による

不合理な偏在是正措置① 地方法人特別税 (H20年度～)

- **地方自治体間の財政力格差を解消** (※) すべきとの論から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の**暫定措置**として創設

※ 国は、財政力格差をあらわす指標として「人口一人当たり税収額」を用いており、法人二税で約6.3倍、地方税全体で約2.6倍の「格差」があると主張

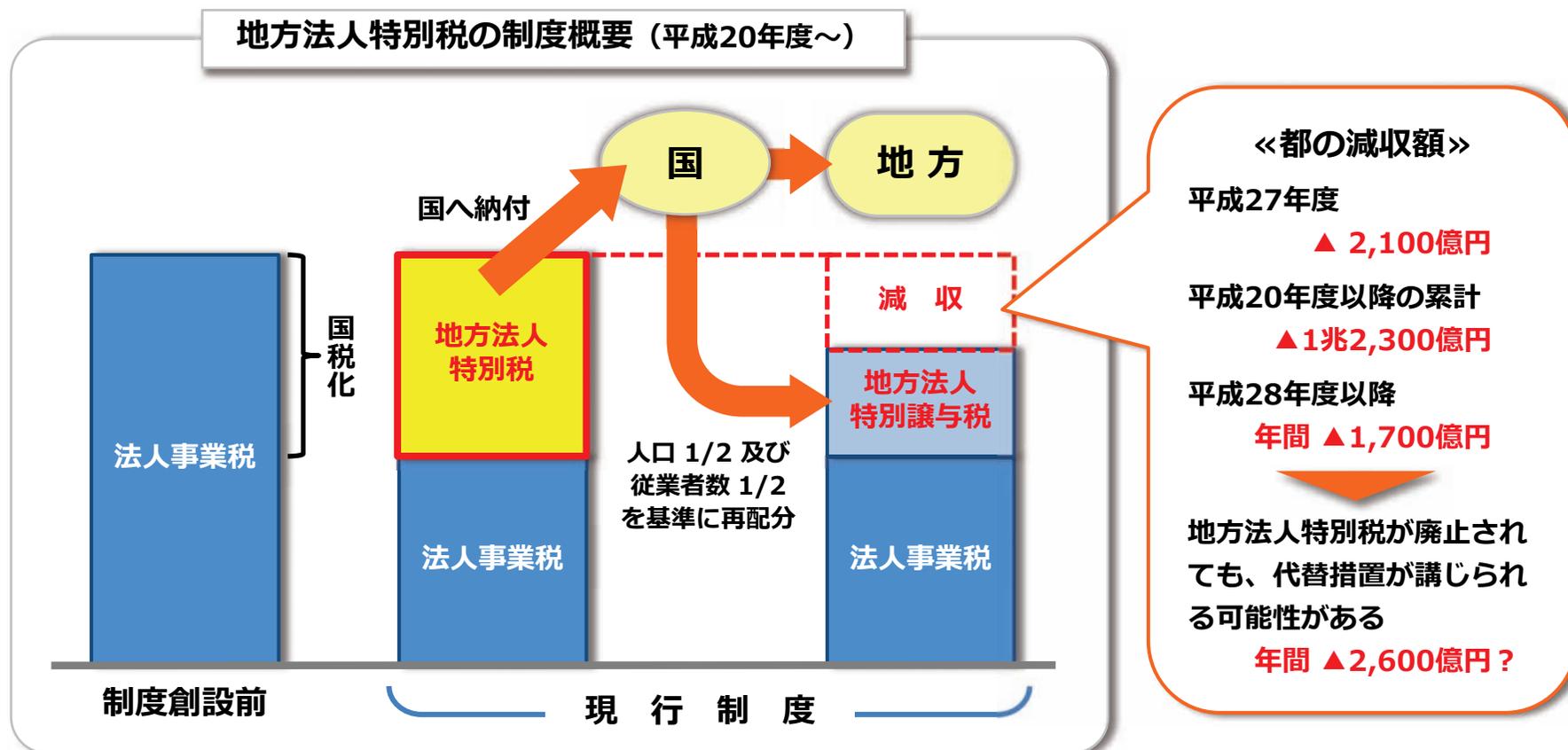
不合理な偏在是正措置② 地方法人税 (H26年度～)

- 消費増税により、地方交付税の不交付団体に**社会保障需要を超えた増収が発生**し、地方自治体間の財政力格差がさらに拡大するとの論から創設

地方法人特別税（法人事業税の暫定措置）

地方自治体間の財政力格差を解消すべきとの論から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された制度

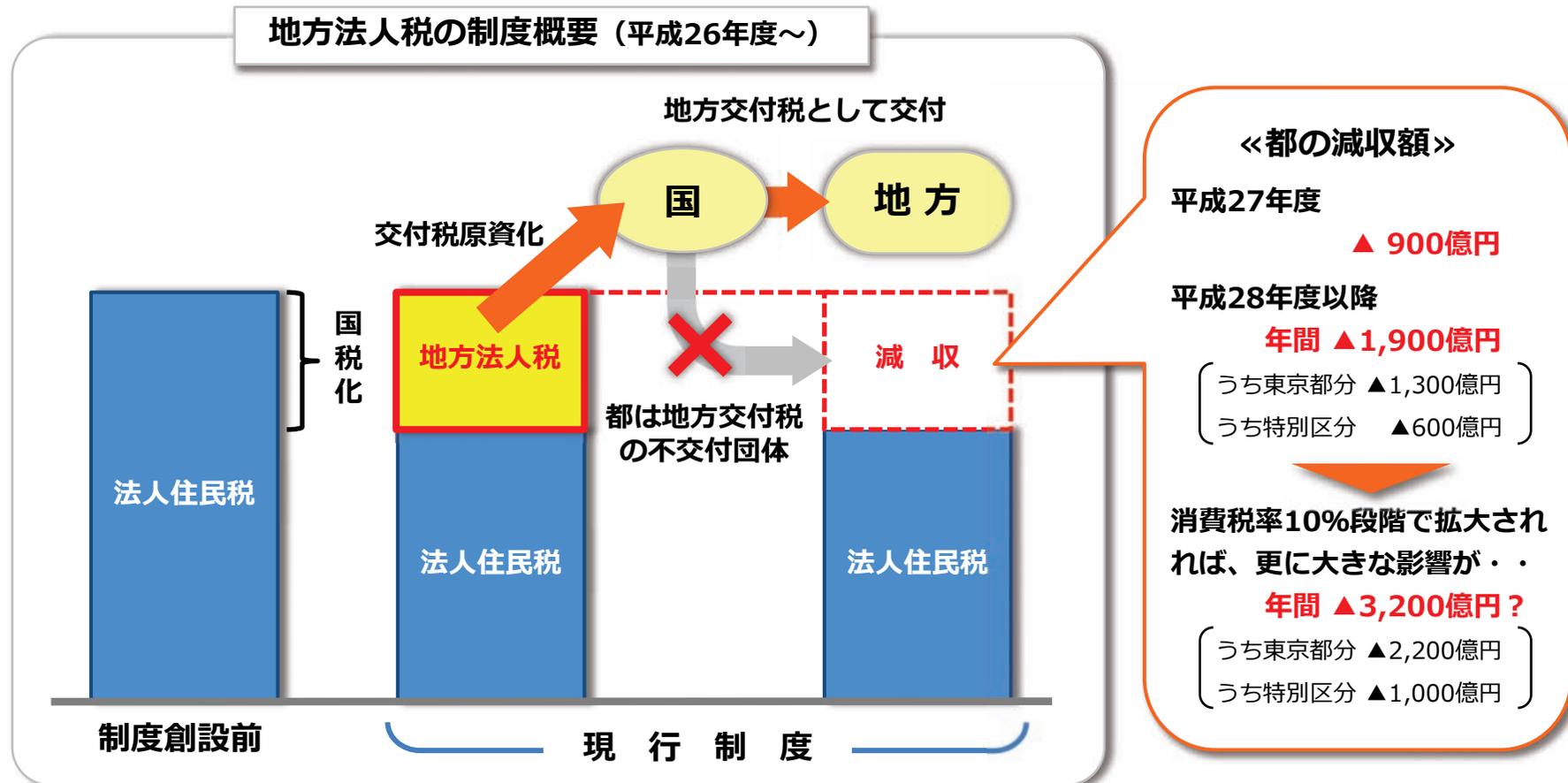
- ✓ 法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、譲与税として地方自治体に配分
- ✓ 消費税率10%段階で廃止予定だが、代替措置が講じられる可能性がある



地方法人税（法人住民税の地方交付税原資化）

消費増税により、地方交付税の不交付団体に**社会保障需要を超えた増収が発生**するとの論から創設された制度

- ✓ 法人住民税の一部を地方法人税として**国税化**し、**地方交付税として地方自治体に配分**
- ✓ 消費税率10%段階で**規模を拡大**する方向で検討されている



不合理な偏在是正措置の拡大に向けた動き

- ✓ 平成26年度税制改正大綱には、消費税率10%段階において、**地方法人税の拡大**、**地方法人特別税の廃止**及び**それに伴う代替措置などを幅広く検討**するとの記載
- ✓ 骨太の方針2015には、**税源の偏在是正策を講ずる**と記載されており、平成28年度税制改正で**不合理な偏在是正措置の拡大**が実施される可能性がある

不合理な偏在是正措置の拡大に向けた動き

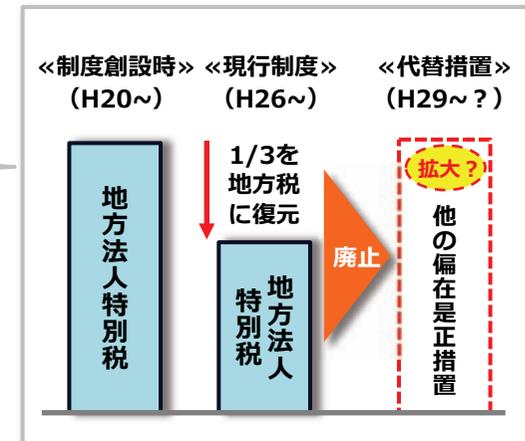
≪ 平成26年度税制改正大綱 ≫

- ・消費税率10%段階においては、**法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める**。また、**地方法人特別税・譲与税を廃止**するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて**他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討**を行う。

偏在是正措置の拡大による都の影響額の試算

	現行制度		消費税率10%段階
地方法人特別税	▲1,700億円	地方法人特別税が 廃止 され、 制度創設時の規模で、 代替措置が講じられた場合	廃止？
他の偏在是正措置	-		▲2,600億円？
地方法人税	▲1,900億円	消費税率10%見合いで 地方法人税が拡大された場合	▲3,200億円？
合計	▲3,600億円		▲5,800億円？

※ H27予算ベースによる試算



財政調整を目的とした法人二税の分割基準の見直し

- ✓ 平成27年度税制改正大綱には、**分割基準のあり方について検討**するとの記載
- ✓ 財政調整を実質的な目的としたこれまでの変更により、**都税収入は大幅な減**となっており、今後の展開に注意が必要

分割基準の見直しに向けた動き

« 平成27年度税制改正大綱 »

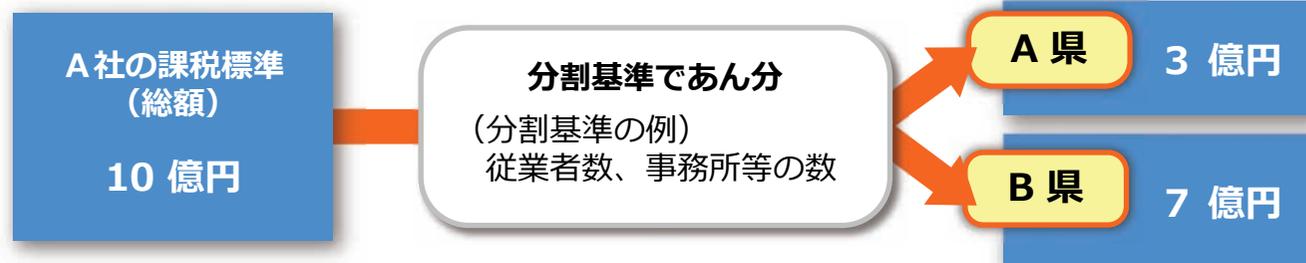
- ・ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、引き続き検討を行う。その際、**分割基準のあり方等について検討する**。

これまでの分割基準の見直しによる都の減収額
平成27年度 ▲1,600億円

分割基準の見直し内容によっては、
都税収入の大幅減につながる可能性

« 分割基準の仕組み »

- ・ 法人二税は、法人が複数の地方自治体で活動している場合、分割基準により課税標準の総額をあん分している



様々な問題を抱える企業版ふるさと納税

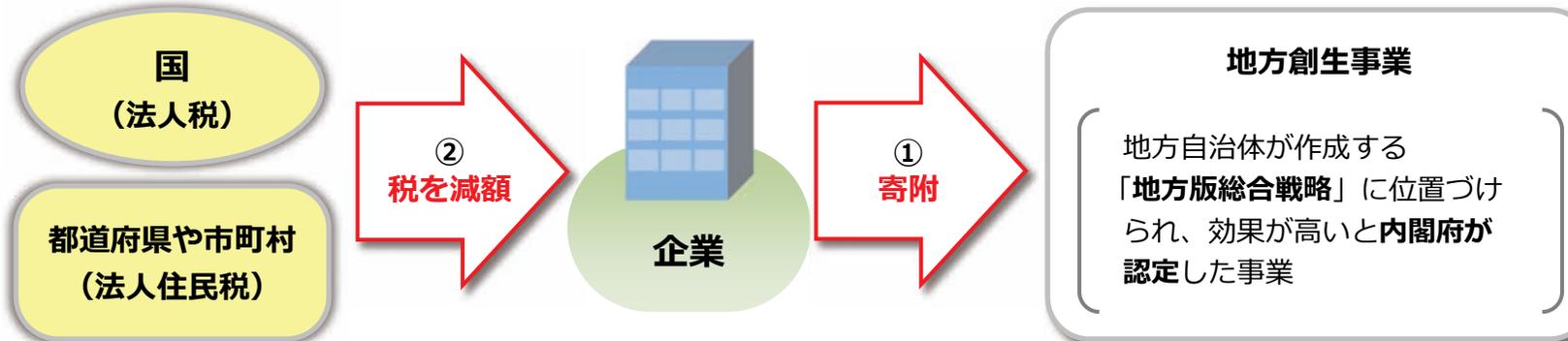
- ✓ 国は、地方自治体が行う地方創生事業に対する企業の寄附について、**法人住民税、法人税の税制優遇を新たに講じる**ことを検討
- ✓ 財政力の高い地方自治体への寄附は**税制優遇の対象外**とすることも検討されており、このような不合理な制度によって都の減収に繋がる可能性がある

企業版ふるさと納税の問題点

問題点

- 企業が立地していない地域へ寄附を行った場合、実質的な税収移転となり、**受益と負担の原則に反する**
- そもそも、**企業のふるさととはどこなのか？**
- 地方自治体間で、**寄附獲得に向けた競争が過熱**する可能性がある
- 都や特別区への寄附が、**税制優遇の対象外**となる可能性がある
- 都にとって**大きな税収減**を招く可能性がある

≪ 制度のイメージ ≫



東京を狙い撃ちにした地方拠点強化税制

- ✓ 地方創生の一環として平成27年度に創設された制度で、地方での企業のオフィス取得等を税制優遇（拡充型）、**東京23区から移転する企業には優遇措置を深掘り（移転型）**
- ✓ 適用条件の緩和なども検討されており、**都内企業の流出が加速する可能性がある**

制度の概要

拡充型

・地方の企業の拠点拡充

= 地方にある企業の本社機能等の強化に対し税制優遇



- ◆ オフィス取得費用に応じた減税
 - ・減価償却 **15%** 前倒し 又は 税額控除 **4%**
- ◆ 雇用増加に応じた減税
 - ・増加雇用者1人につき **50万円** の税額控除など
- ◆ 地方の企業誘致減税に対し交付税で減収補てん
 - ・**固定資産税、不動産取得税** が対象

移転型

- ・**東京一極集中の是正**
- ・**地方移転の促進**

= **東京23区からの移転**の場合、
拡充型よりも**優遇措置を深掘り**



- ◆ オフィス取得費用に応じた減税
 - ・減価償却 **25%** 前倒し 又は 税額控除 **7%**
- ◆ 雇用増加に応じた減税
 - ・増加雇用者1人につき **80万円** の税額控除など
- ◆ 地方の企業誘致減税に対し交付税で減収補てん
 - ・固定資産税、不動産取得税に加え、**法人事業税** も対象に

いずれの制度も、大都市等（東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部）を**支援地域から除外**

II 不合理な偏在是正措置への反論

(1) 地方税の原則に反する

反論① 地方税の応益性の原則に反する

(2) 国自らが目指している方向性と逆行する

反論② 頑張る地方自治体ほど報われない

反論③ 地方交付税の不交付団体が増えない

反論④ 地方自治体間の対立を生む

(3) 国の主張には問題がある

反論⑤ 税収格差のみによる比較は一面的である

反論⑥ 「財源超過額」は配分技術上の数字にすぎない

反論⑦ 都は財政基盤の強化に向けた取組を進めてきた

(4) 都の財政需要を考慮していない

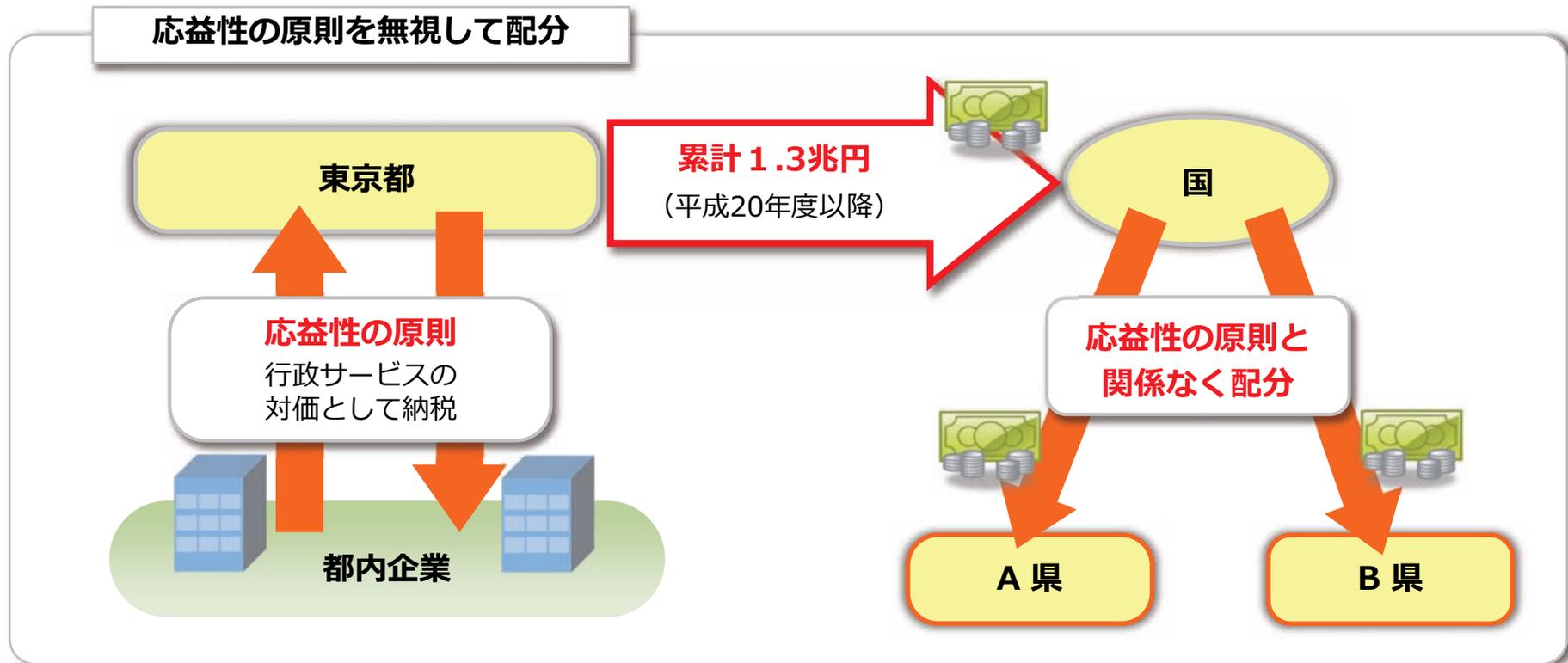
反論⑧ 都には大都市としての膨大な財政需要がある

反論⑨ 都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

反論⑩ 都の財政需要は今後更に増加する

反論① 地方税の応益性の原則に反する

- ✓ 法人二税は、企業が地方自治体から受ける**行政サービスの対価として納税**するという「**応益性の原則**」を根拠としているが、国は、不合理な偏在是正措置によって、この原則と関係ない基準で財源を配分しており、**応益性の原則を形骸化**させている
- ✓ 加えて、法人住民税の国税化は、地域の構成員として、企業が行政サービスの負担を分かち合うという**法人住民税の役割を失わせる**ものである



反論② 頑張る地方自治体ほど報われない

- ✓ 地域経済の活性化等により税収が拡大すると、**国税化により奪われる金額も拡大**するため、頑張る地方自治体ほど報われないこととなる
- ✓ このような仕組みは、地域の実情に即した施策により、経済の活性化と地方の自立を目指す「**地方創生**」の**理念と逆行する**

「地方創生」と逆行する不合理な偏在是正措置

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す「**地方創生**」

逆行

地域の活性化に向けて頑張る地方自治体ほど報われない**不合理な偏在是正措置**

ローカル・アベノミクスの実現

- ◆ 「稼ぐ力」を引き出す
生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築
- ◆ 「地域の総合力」を引き出す
頑張る地域へのインセンティブ改革

- ・ 地域活性化の結果として自主財源である地方税収を拡大させても、**地方税の国税化により成果は減少**
- ・ 国税化によって地方交付税の原資を増やしても、**交付税総額は国が決めるため、その総額を確保できる保証はない**
- ・ 留保財源の減少など、**頑張る地域へのインセンティブを阻害**

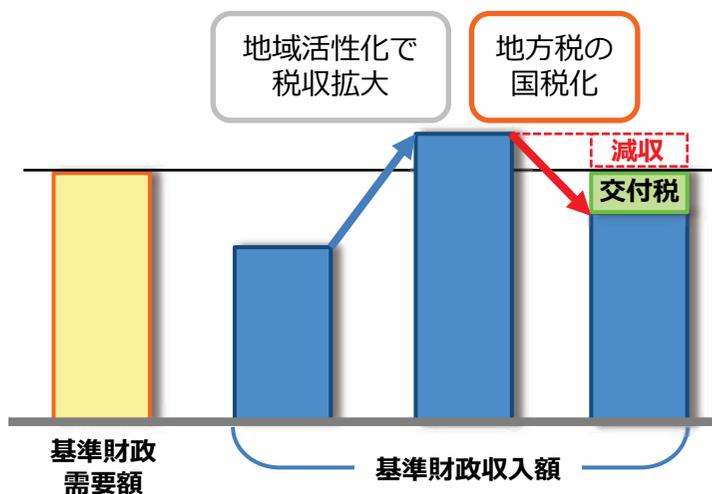


反論③ 地方交付税の不交付団体が増えない

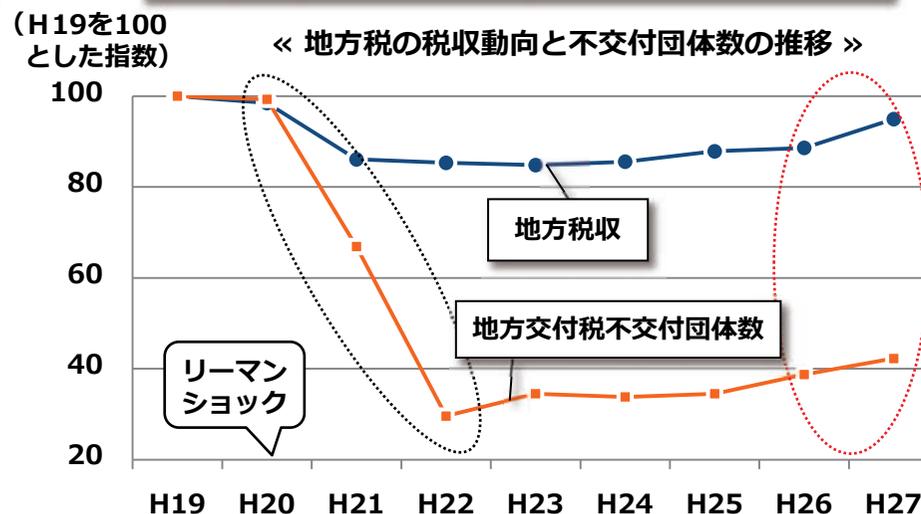
- ✓ 不合理な偏在是正措置により地方税が国税化されたため、景気が回復基調にもかかわらず、**地方交付税の不交付団体数が伸び悩んでいる**
- ✓ このような状況は、地方自治体の自立的な財政運営を目指す「**地方分権**」の理念と逆行する

地方交付税不交付団体数の伸び悩み

税込拡大により本来不交付団体となるはずが、**地方税の国税化により不交付団体となれない**



景気は回復基調だが、**不交付団体数はリーマンショック前の水準に戻らず**



H27.7.24
高市総務大臣
記者会見 (抜粋)

「… (不交付団体数の水準がリーマンショック前と未だに開きがある) その要因として、平成26年10月に市町村民税法人税割の税率引下げ (= **地方法人税の創設**) が実施されました。その結果、**景気が回復基調にあっても、これらの税制改正前ほどは、市町村民税法人税割が増額とはならない**…」

反論④ 地方自治体間の対立を生む

- ✓ 不合理な偏在是正措置により、**東京のみならず多くの地方自治体で減収**となっている
- ✓ このような多数の団体の減収を前提とした措置は、**地方自治体間の対立を生みかねない**

「偏在是正措置」により減収となる地方自治体

地方法人特別税により減収となる地方自治体数
12団体 / 47団体 (H25決算ベース)

- ・ 法人事業税（道府県税）の国税化分と、**地方法人特別譲与税との差額**が減収となる



◀ 地方法人特別税により減収となる都道府県 ▶

都道府県	減収額	減収率	都道府県	減収額	減収率
東京都	▲1,906 億円	▲16.2 %	福島県	▲25 億円	▲3.4 %
愛知県	▲275 億円	▲8.2 %	徳島県	▲9 億円	▲3.4 %
香川県	▲22 億円	▲5.8 %	山梨県	▲4 億円	▲1.4 %
大阪府	▲221 億円	▲5.7 %	栃木県	▲1 億円	▲0.1 %
福井県	▲14 億円	▲4.4 %	石川県	▲0 億円	▲0 %
静岡県	▲52 億円	▲3.5 %	滋賀県	▲0 億円	▲0 %

※ 全国知事会資料「地方法人特別税・譲与税による影響額」による

地方法人税により減収となる地方自治体数
少なくとも 83団体 (H27地方交付税不交付団体の数)
※特別区を含んだ団体数

- ・ 地方交付税の不交付団体の場合、**地方法人税によって国税化された税収は戻ってこない**



◀ 各都道府県における地方交付税の不交付団体の数 ▶

東京都	33団体	茨城県	2団体	長野県	1団体
愛知県	14団体	群馬県	2団体	三重県	1団体
神奈川県	5団体	埼玉県	2団体	京都府	1団体
千葉県	4団体	新潟県	2団体	大阪府	1団体
静岡県	4団体	北海道	1団体	福岡県	1団体
山梨県	3団体	青森県	1団体	佐賀県	1団体
福島県	2団体	栃木県	1団体		

※ 総務省資料「平成27年度普通交付税不交付団体一覧表」に基づき作成

反論⑤ 税収格差のみによる比較は一面的である

都道府県別の人口一人当たり税収額は、法人二税で約6.3倍、地方税全体で約2.6倍の「格差」があるとの論だが・・・

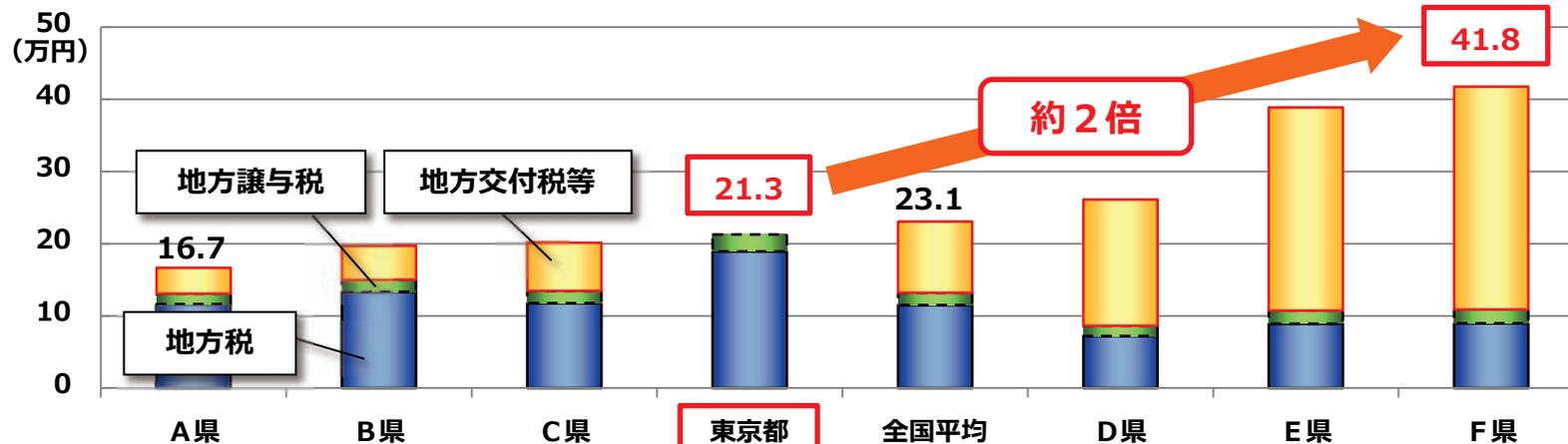
- ✓ そもそも、地方自治体間の**財政力格差を解消**し、各地方自治体に一定の行政サービスに必要な**財源を保障**するために、地方交付税制度がある
- ✓ 地方交付税も含めた東京都の「住民一人当たり一般財源(※)」は、**全国平均以下**

※ 一般財源：地方税や地方交付税等、使途が制約されず、行政サービスに使用できる財源

地方交付税による財政調整機能

「住民一人当たり一般財源」が最大の県は、**東京都の約2倍**

« 住民一人当たり一般財源 (H25決算) »



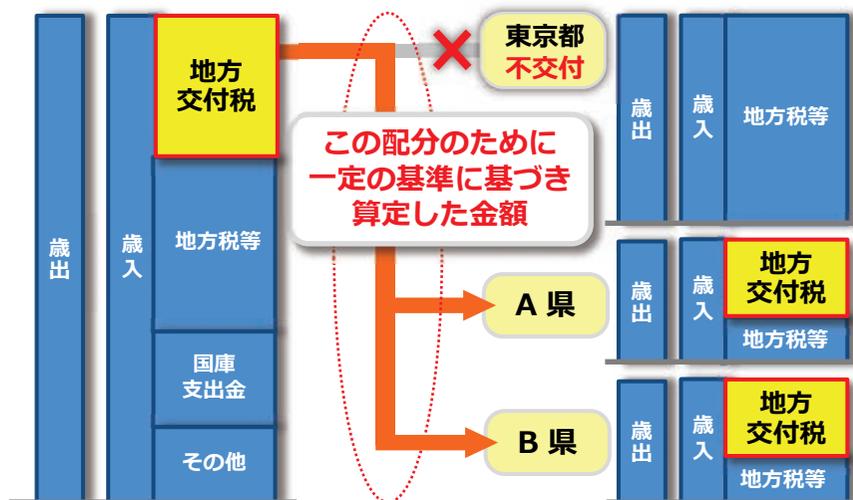
反論⑥「財源超過額」は配分技術上の数字にすぎない

都には地方交付税算定上の「財源超過額」があり、財政的に余裕があるとの論だが・・・

- ✓ 地方交付税算定上の「財源超過額」は、限られた地方交付税総額を各地方自治体に配分するために算定された**配分技術上の数字**にすぎず、**都財政の実態を表したものではありません**
- ✓ 例えば、人口等の財政需要を計る指標に上限が設けられるなど、都は**需要の不合理な割落とし**を受けている

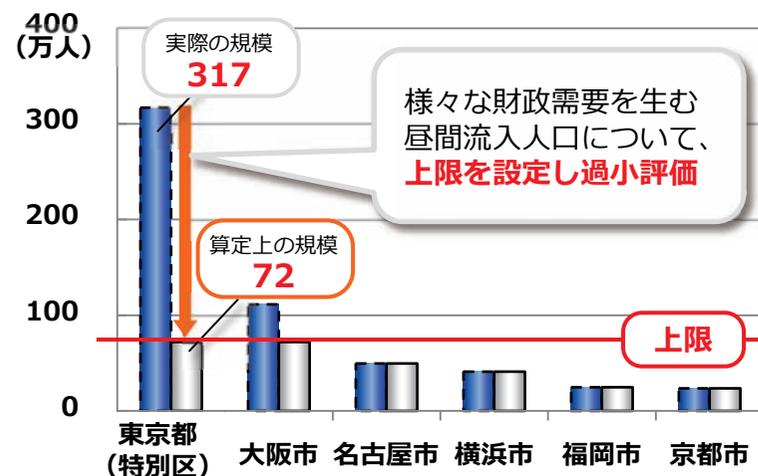
地方交付税算定上の「財源超過額」

地方交付税算定上の「財源不足額」「財源超過額」は、**配分技術上の数字にすぎない**



算定に際しては、**上限の設定**等、様々な基準により大都市に不利な取扱いが行われている

≪ 昼間流入人口の状況 ≫



反論⑦ 都は財政基盤の強化に向けた取組を進めてきた

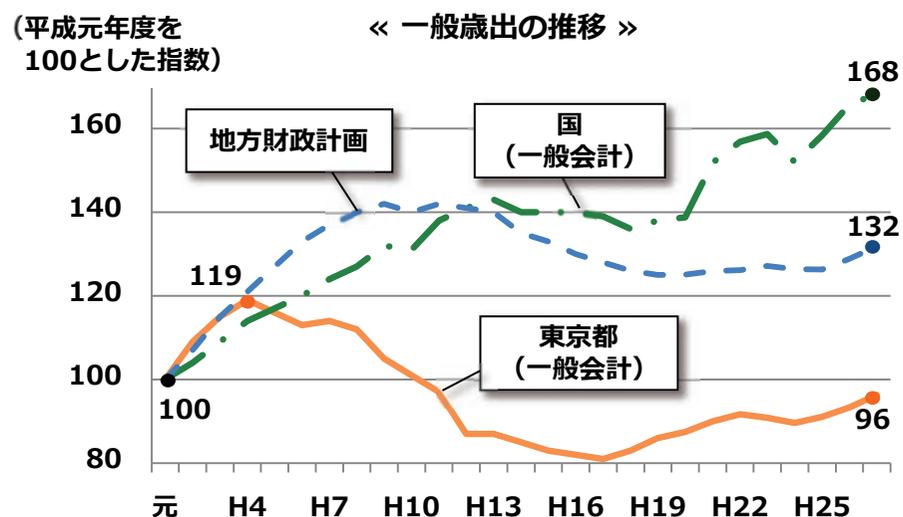
都には多額の基金残高があり、「財政的に余裕がある」との論だが・・・

- ✓ 都税収入は景気変動に左右されやすい不安定な構造であり、また、都は一貫して地方交付税の不交付団体であるため、**自立的な財政運営**を行う必要がある
- ✓ 都は、施策を厳しく検証し、その効率性や実効性を高めるとともに、基金を戦略的に活用するなど、**財政基盤の強化**に努めており、都財政の健全性はこうした努力によるものである

都税収入と一般歳出の推移

都税収入は景気変動に左右されやすい
不安定な構造である

国は歳出を拡大する一方だが、都は施策の
厳しい検証などにより、**健全な財政運営を確立**



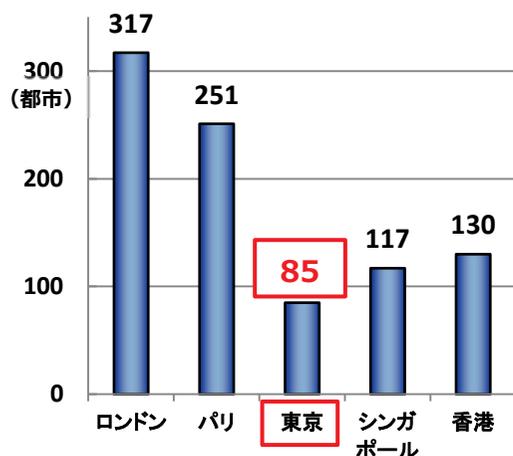
反論⑧ 都には大都市としての膨大な財政需要がある

- ✓ 東京の経済活動を活性化し、より多くの富を生み出していくことは、**日本全体の発展にも寄与する**
- ✓ 東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、**その効果は全国に波及**

都の財政需要の例 ①

羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増設に向けた取組が必要

◀ 国際線直行便就航都市数 ▶



※ 森記念財団「世界の都市総合ランキング2014」より

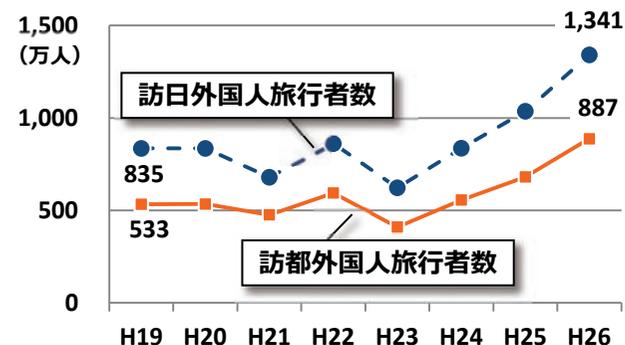
◀ 羽田空港D滑走路の整備 ▶

- ・ 総事業費 約7,300億円
(都は総額約1,085億円の無利子貸付による協力)
- ・ 事業効果
 - ① 発着枠 30.3万回 → 44.7万回
(うち国際線 9万回)
※ H27年 8月現在
 - ② 経済効果 (国土交通省試算)
全国 : 7,832億円

東京への外国人旅行者の増加は、**日本全体の観光需要の拡大**に繋がる

- ・ 東京は外国人旅行者の多くが訪れる**日本のゲートウェイ (玄関口)**として、**日本全体の観光需要の拡大にも大きく寄与**

◀ 訪日・訪都外国人旅行者数の推移 ▶



※ JINTO「訪日外客数」、東京都「東京都観光客数等実態調査」より

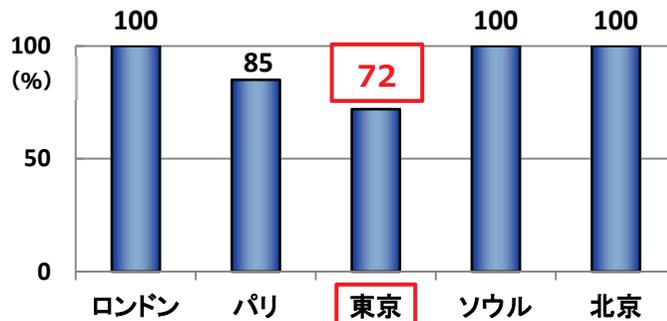
反論⑧ 都には大都市としての膨大な財政需要がある

都の財政需要の例 ②

交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路等、都市インフラの整備が必要

東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ

◀ 環状道路整備率 ▶



※ 国土交通省資料より

- ・首都高都心環状線の走行車両の約6割が通過交通であり、東京へのインフラ投資の効果は、広域物流のスピードアップに繋がるなど日本全国に波及する

◀ 東京圏の環状道路 ▶



◀ 東京外かく環状道路 (関越道～東名高速) ▶

- ・総事業費 約1.3兆円 (都の負担割合 国の1/4)
- ・事業効果
 - ① 環境改善効果
二酸化炭素削減 (約30万t/年) など
 - ② 所要時間短縮
約60分 ⇒ 約12分 (広域物流のスピードアップ)
 - ③ 経済効果
年間約3,000億円
(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少等)

反論⑧ 都には大都市としての膨大な財政需要がある

都の財政需要の例 ③

日本の弱みとされる**自然災害のリスク**に対しても、**万全の備え**を講じ、首都機能を維持していく取組が必要

- ・東京には、政治・行政・経済の中核機能が集中
- ・首都直下地震によりこれらの機能が不全に陥れば、**日本全体の国民生活や経済活動が麻痺し、甚大な被害が生じる**

≪ 首都直下地震による経済損失 ≫

資産等の被害 (被災地)	47~90兆円	経済活動への 影響 (全国)	48~70兆円
-----------------	---------	-------------------	---------

※ 中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～経済的な被害の様相～」より

≪ 東京都長期ビジョンにおける3か年事業費 ≫

- ・建築物等の耐震化、整備地域の
不燃化、津波・高潮対策 **9,200億円**
- ・自助・共助・公助による
地域防災力の向上 **460億円**
- ・ネットワーク化や無電柱化に
より道路の防災対応力を向上 **930億円**
- ・自然災害への対策を強化し、
都市の防災力を向上 **2,200億円**

都の財政需要の例 ④

首都の治安を守る**警察業務**は、日本全体の社会機能の維持にも寄与

- ・警視庁は、東京に暮らす人々の安全・安心の確保だけでなく、本来国の責務で行われるべき**首都警察業務**も担っており、**国家の中核機能や経済活動の基盤の維持にも大きく寄与**している

警視庁の業務

自治体警察業務

- 大都市特有の需要が存在
- ・300万人を超える
昼間流入人口
- ・大規模な繁華街の集中

+

首都警察業務

- 皇室関係の警護・警備
- 国会、総理官邸等の警戒
- 外国公館の警戒
- 大臣及び政党等要人の警護

大都市特有の需要及び
首都警察業務に相当する経費を試算 ⇒ **約2,533億円**

反論⑨ 都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

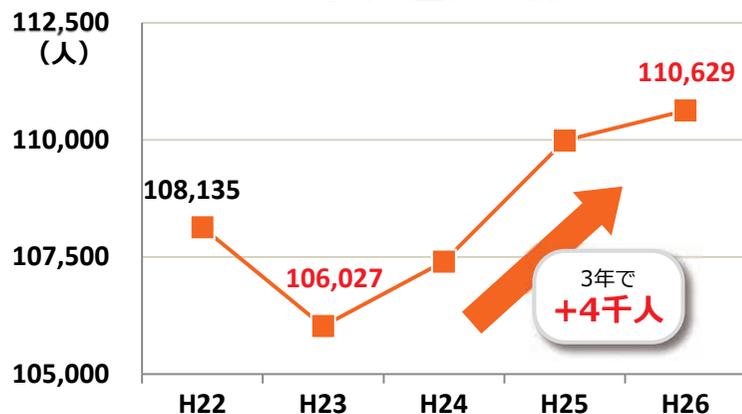
- ✓ 現に多くの子育て世代が暮らしている東京が、安心して産み育てられる環境を実現することは、**人口減少の抑制と日本全体の活性化にも寄与する**
- ✓ 今後、東京都の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、**地域で安心して暮らせる社会を実現することが急務**

都の財政需要の例 ①

東京では出生数は近年増加傾向にあり、**現に多くの子育て世代が暮らしている**

都における待機児童数は**全国の約4割**にのぼっており、**今後も保育サービスの整備が必要**

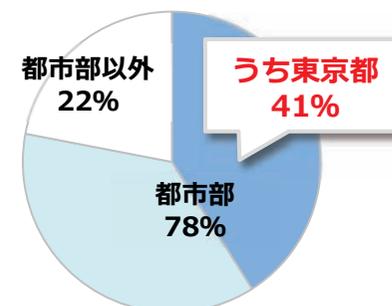
≪ 東京の出生数の推移 ≫



※ 厚生労働省「人口動態統計」による

≪ 待機児童数の状況 (H26年4月現在) ≫

東京都	8,672人
沖縄県	2,160人
千葉県	1,251人
大阪府	1,124人
神奈川県	1,079人



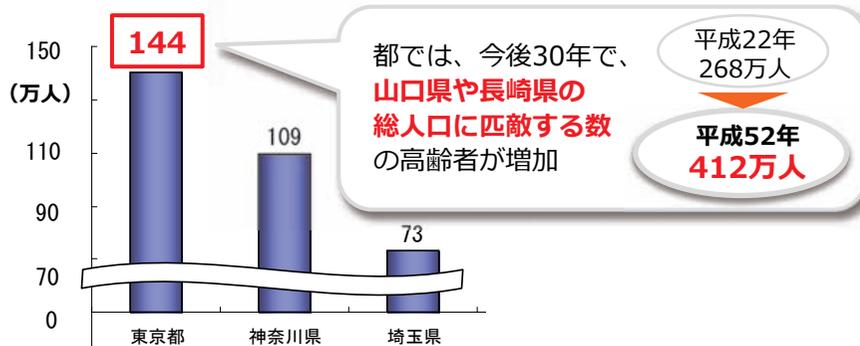
※ 厚生労働省「保育所入所待機児童数 (平成26年10月)」より
 ※ 都市部は、首都圏 (埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏 (京都・大阪・兵庫) の7都府県 (政令指定都市及び中核市含む) 及びその他の政令指定都市・中核市

反論⑨ 都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

都の財政需要の例 ②

都の高齢者人口の増加数は、他の道府県を大きく上回っている

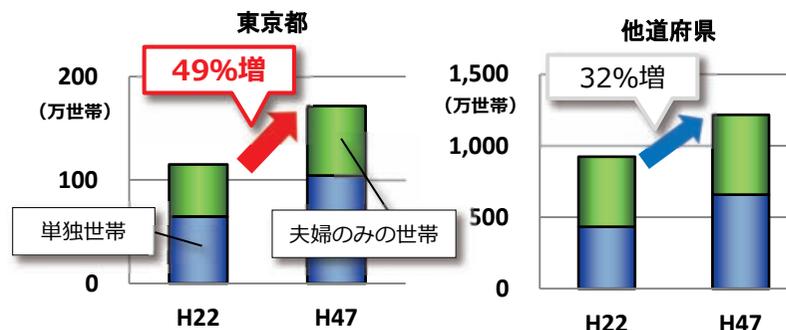
「平成52年までの65歳以上人口の増減数（平成22年比）」



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より

都は、他の道府県を上回るペースで高齢者のみの世帯（単独・夫婦のみ）が増加する

「高齢者のみの世帯数の推移」



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成26年4月推計）」より

都の財政需要の例 ③

保育所、特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要

「用地取得費の状況」

	平均価格 (円/m ²)		東京都を100とした指数	
	H25	H26	H25	H26
東京都	309,700	317,000	100.0	100.0
三大都市圏	106,908	107,825	34.5	34.0
地方圏	29,654	29,557	9.6	9.3

※ 三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）、地方圏：三大都市圏以外
 ※ 国土交通省「平成26年都道府県地価調査」より

反論⑩ 都の財政需要は今後更に増加する

- ✓ 社会保障の充実と安定化を目的として消費増税が行われたにもかかわらず、都は不合理な偏在是正措置により増収分が相殺されるため、
福祉保健分野の需要増に対し、他の財源で補てんしなければならない
- ✓ さらに、都の社会保障関係経費は、毎年平均約300億円増加するという推計もあり、
他の財源による補てん額が拡大していく可能性がある

消費増税による増収は不合理な偏在是正措置により相殺

- ・ 都の消費税率 8%段階における増収分は、
不合理な偏在是正措置により相殺

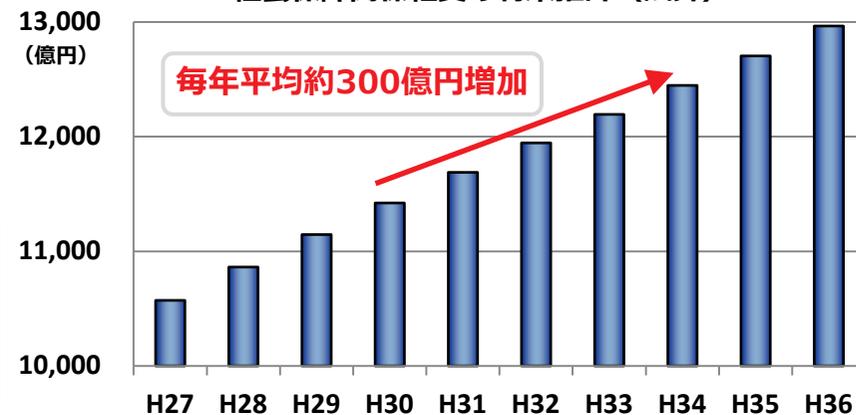
税率 8%段階での都の消費税増収額	+ 1,260 億円
地方法人税による都の減収額	▲ 1,280 億円
<hr/>	
消費増税による実質的な都の影響額	▲ 20 億円

- ・ 一方で、都の福祉保健分野のH27年度予算額は、前年度比**460億円の増**
→ 福祉保健分野の需要増に対し**他の財源で補てん**

※ 都の福祉保健分野の予算額は、東京都予算目的別内訳の「福祉と保健」の額

- ・ 都における**社会保障関係経費は右肩上がり**という推計（試算）もある

≪ 社会保障関係経費の将来推計（試算） ≫



※ 将来推計の試算は、新日本有限責任監査法人による

Ⅲ 目指すべき方向性

(1) 不合理な偏在是正措置は直ちに撤廃すべき

(2) 地方の役割に見合った税財源の拡充が必要

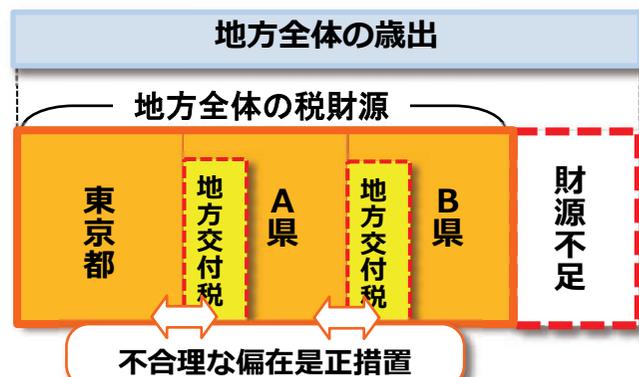
(3) 共存共栄による日本全体の発展を目指して

(4) 地域間の結びつきを強化するための都独自の取組

不合理な偏在是正措置は直ちに撤廃すべき

- ✓ 不合理な偏在是正措置は、応益性の原則に反し、地方創生の理念とも逆行するなど、多くの問題がある制度であることから、**直ちに撤廃し、地方税に復元**すべきである
- ✓ ましてや、**新たな偏在是正措置は導入すべきではない**

不合理な偏在是正措置は直ちに撤廃すべき



- ◆ **不合理な偏在是正措置は直ちに撤廃し、地方税に復元**すべき
- ◆ **新たな偏在是正措置は導入すべきではない**

(1) 地方税の原則に反する

反論① 地方税の応益性の原則に反する

(2) 国自らが目指している方向性と逆行する

反論② 頑張る地方自治体ほど報われない

反論③ 地方交付税の不交付団体が増えない

反論④ 地方自治体間の対立を生む

(3) 国の主張には問題がある

反論⑤ 税収格差のみによる比較は一面的である

反論⑥ 「財源超過額」は配分技術上の数字にすぎない

反論⑦ 都は財政基盤の強化に向けた取組を進めてきた

(4) 都の財政需要を考慮していない

反論⑧ 都には大都市としての膨大な財政需要がある

反論⑨ 都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

反論⑩ 都の財政需要は今後更に増加する

地方の役割に見合った税財源の拡充が必要

- ✓ 地方自治体間の「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、**地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない**
- ✓ 地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、**総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性**

現状と目指すべき方向性

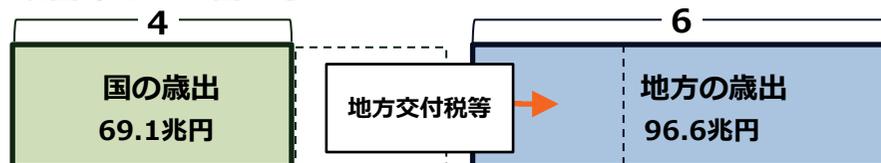
≪ 現状 ≫

- ・ 地方では**年間10兆円規模の財源不足**が生じている
 - ・ 国と地方の**税収比率と歳出比率は逆転**
- ⇒ これらの解消なしに、**地方の自主的・自立的な行財政運営は実現できない**

≪ 税収 (H25) 国 : 地方 = 6 : 4 ≫



≪ 歳出 (H25) 国 : 地方 = 4 : 6 ≫



≪ 目指すべき方向性 ≫

- ・ **不合理な偏在是正措置を撤廃**した上で、権限に見合った**地方税財源を拡充**

地方が担う事務と責任に見合う
国から地方への税源移譲

国の責任による地方交付税の
財政調整機能の堅持及び法定率の引上げ

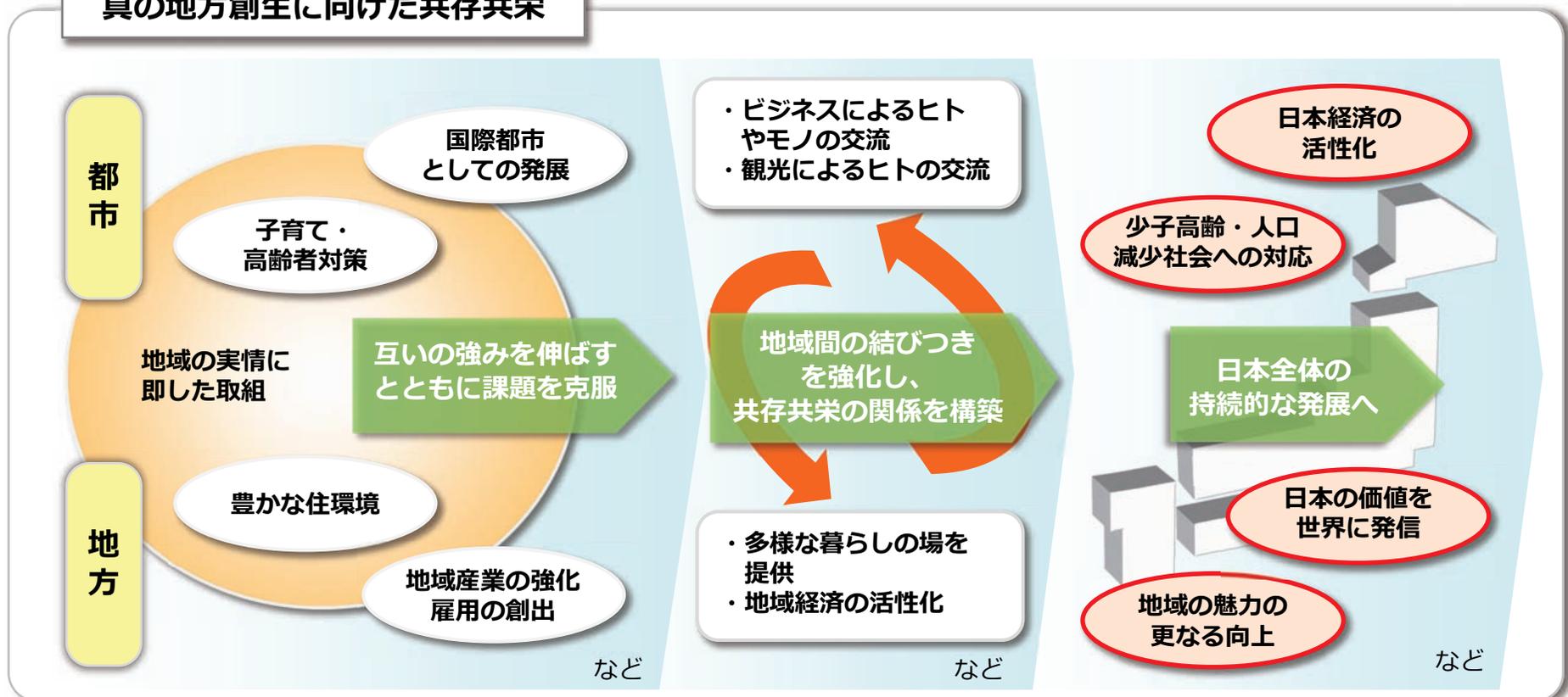
課税自主権の拡大

少子高齢化対策や地域経済の活性化など
地域の実情に即した
地方自治体の主体的な取組を実現

共存共栄による日本全体の発展を目指して

- ✓ 人口減少問題を克服し、日本全体を持続的発展へ導くためには、**地域の強みを伸ばすとともに、課題解決を進める**ことが必要
- ✓ 更に、地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、**互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築**していくことが必要

真の地方創生に向けた共存共栄



地域間の結びつきを強化するための都独自の取組

- ✓ 都はこれまでも、環状道路の整備や防災機能の強化など、**日本全体の発展や社会機能の維持にも寄与する取組**を行ってきた
- ✓ 更に、真の地方創生の実現に向け、**地域間の結びつきを強化し、共存共栄の関係を構築していくための都独自の取組**を積極的に展開し、こうした取組を一層強化していく

主な取組例

中小企業の受注機会の拡大

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により様々な経済波及効果が期待
- ・ 調達情報など様々なビジネス情報を提供するポータルサイトを立ち上げ予定
⇒ 都内のみならず、**全国の中小企業がアクセス可能**



優れた技術・製品やサービスの活用・発信

- ・ 中小企業の優れた技術・製品やサービスの開発を支援、展示会・商談会への出展やイベント等を開催
- ・ 都内や**全国から技術・技能を集め、日本のものづくりを支える「匠の技」の素晴らしさを発信**

東京と各地を結ぶ観光ルートの設定

- ・ 東京と他の自治体等が連携し、**東京と各地を結ぶ観光ルートを設定** (第一弾として**東京と東北を結ぶ観光ルート**を検討中)
- ・ ホームページを開設するほか、海外メディア等の観光ルート体験を実施し、海外に向けて積極的に発信



地域間の結びつきを強化するための都独自の取組

主な取組例

「ふるさと祭り東京2016」での魅力発信

- ・ 東京ドームで開催する「ふるさと祭り東京2016」において、都がイベントブース等を提供し、**日本全国の様々な魅力を紹介**



日本全国物産展（LOCAL SPECIALTIES FAIR）の開催

- ・ 都庁第一庁舎45階南側展望室において、**全国の特産品販売のほか、各地の観光PR映像の放映や観光パンフレットの掲出を実施**
- ・ 平成27年4月15日～5月31日に開催（来場者数約12万人）
- ・ 次回は平成28年1月～3月の開催を予定



「東京味わいフェスタ2015」の開催

- ・ 東京産食材を使った料理の提供や伝統工芸品展示・販売など、東京の多彩な魅力を発信
- ・ 今年度は、日比谷公園などエリアを拡大するとともに、**全国各地のグルメや特産品の販売も実施**

【日程】 平成27年10月9日～11日
【場所】 丸の内仲通り、行幸通り
東京国際フォーラム、日比谷公園 ほか

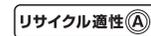


平成 27 年 9 月 発行

登録番号 (27) 15

共存共栄による日本全体の発展を目指して
～地方税財政に関する東京都の主張～

編集・発行 東京都財務局主計部財政課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5388)2669



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙・ループ配合率70%再生紙を使用しています

平成27年10月9日

第27回 地方法人課税のあり方等に関する検討会

地方法人課税のあり方等について

東京都副知事 安藤 立美

「人口一人当たり税収額」は指標の一つにすぎない

- ✓ 用いる指標により税収差も大きく異なり、「**人口一人当たり税収額**」だけをもって**税源偏在を議論することは、適切とは言えない**
- ✓ 財政力格差を論じるのであれば、**財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるか**という視点が不可欠

例えば、企業活動に応じて、地域から行政サービスを受けているという観点から、**法人事業税を従業員一人あたりで比較すれば、倍率は半分以下となる**

◀ 法人事業税の人口一人当たり税収と従業員一人当たり税収との比較（平成25年度決算） ▶

		人口1人当たり			従業員1人当たり	
法人 事業税	最大	東京都	247.9	⇒	東京都	154.7
	最小	A県	39.3		B県	57.8
	最大／最小	6.3倍			2.7倍	

※全国平均を100とした指数を表示

※『平成27年度地方税に関する参考計数資料』及び『経済センサス』より作成

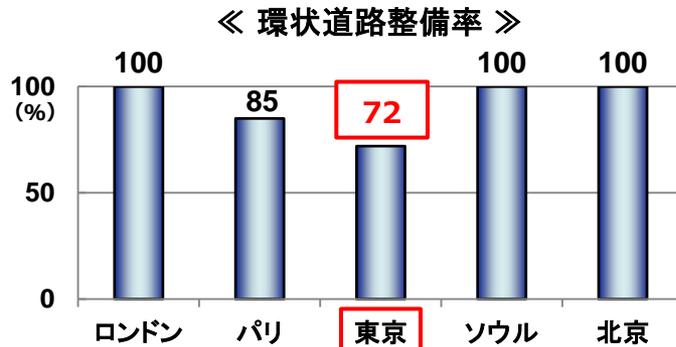
そもそも、**財政需要との見合いで、必要な財源をどう考えるか**という視点こそ重要

都には大都市としての膨大な財政需要がある

- ✓ 東京には、**より多くの富を生み出し、日本全体の発展にも寄与する**膨大な財政需要がある
- ✓ 東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、**その効果は全国に波及**

交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路等、都市インフラの整備が必要

東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ



※ 国土交通省資料より

《 東京圏の環状道路 》



- ・首都高都心環状線の走行車両の約6割が通過交通であり、東京へのインフラ投資の効果は、広域物流のスピードアップに繋がるなど **日本全国に波及**する

《 東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 》

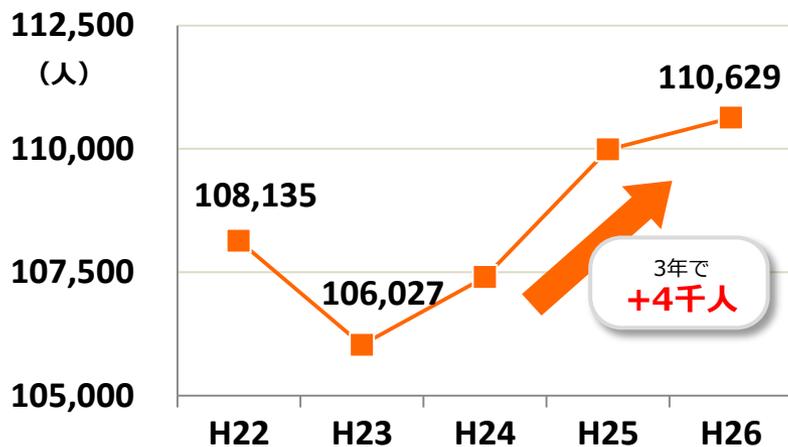
- ・総事業費 **約1.3兆円** (都の負担割合 **国の1/4**)
- ・事業効果
 - ① 環境改善効果
二酸化炭素削減 (約30万t/年) など
 - ② 所要時間短縮
約60分 ⇒ 約12分 (広域物流のスピードアップ)
 - ③ 経済効果
年間約3,000億円
(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少等)

都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

- ✓ 現に多くの子育て世代が暮らしている東京が、安心して産み育てられる環境を実現することは、**人口減少の抑制と日本全体の活性化にも寄与する**
- ✓ 今後、東京都の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、**地域で安心して暮らせる社会を実現することが急務**

東京では出生数は近年増加傾向にあり、**現に多くの子育て世代が暮らしている**

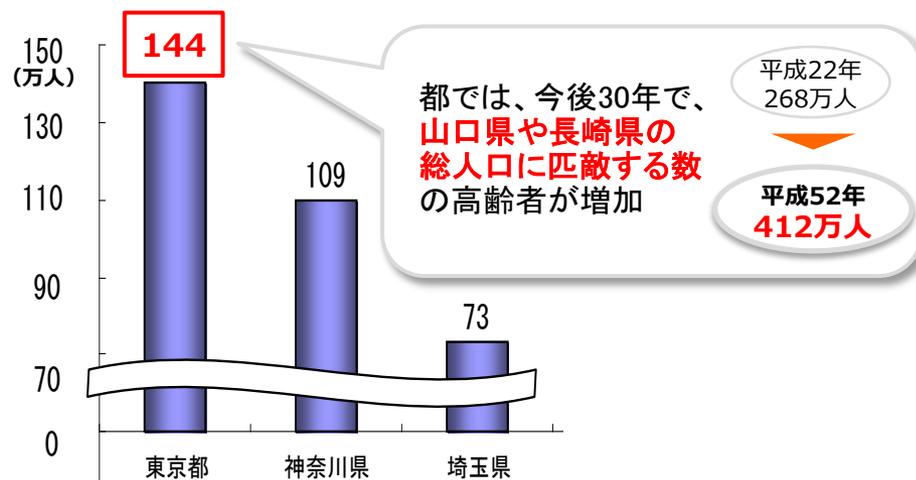
《 東京の出生数の推移 》



※ 厚生労働省「人口動態統計」による

都の高齢者人口の増加数は、**他の道府県を大きく上回っている**

《 平成52年までの65歳以上人口の増減数(平成22年比) 》



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より

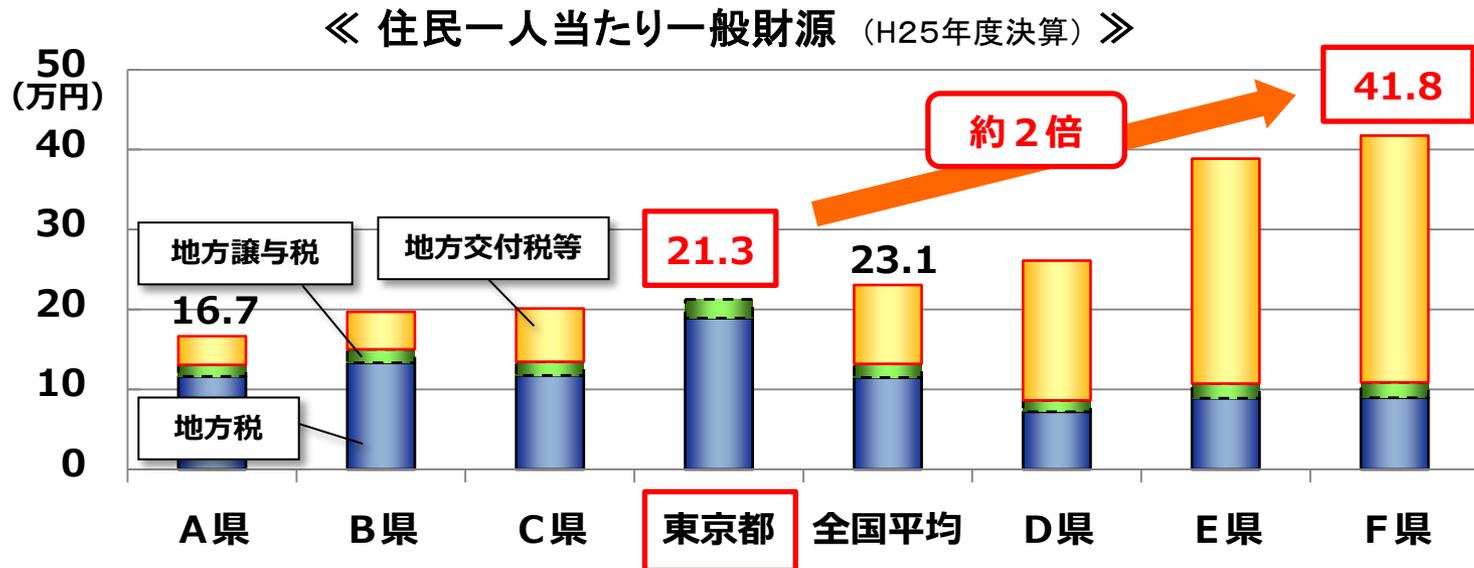
税収格差のみによる比較は一面的である

都道府県別の人口一人当たり税収額は、法人二税で約6.3倍、地方税全体で約2.6倍の「格差」があるとの論だが・・・

- ✓ そもそも、地方自治体間の**財政力格差を解消**し、各地方自治体に一定の行政サービスに必要な**財源を保障**するために、地方交付税制度がある
- ✓ 地方交付税も含めた東京都の「住民一人当たり一般財源(※)」は、**全国平均以下**

※ 一般財源：地方税や地方交付税等、使途が制約されず、行政サービスに使用できる財源

「住民一人当たり一般財源」が最大の県は、**東京都の約2倍**



「地方創生」の理念と逆行する

- ✓ 地域経済の活性化等により税収が拡大すると、**国税化により奪われる金額も拡大**するため、頑張る地方自治体ほど報われないこととなる
- ✓ このような仕組みは、地域の実情に即した施策により、経済の活性化と地方の自立を目指す**「地方創生」の理念と逆行する**

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す**「地方創生」**

逆行

地域の活性化に向けて頑張る地方自治体ほど報われない**不合理な偏在是正措置**

ローカル・アベノミクスの実現

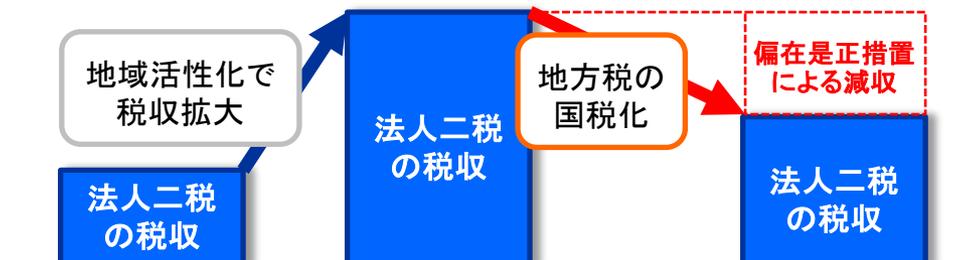
◆「稼ぐ力」を引き出す

生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築

◆「地域の総合力」を引き出す

頑張る地域へのインセンティブ改革

- ・ 地域活性化の結果として自主財源である地方税収を拡大させても、**地方税の国税化により成果は減少**
- ・ 国税化によって地方交付税の原資を増やしても、**交付税総額は国が決めるため、その総額を十分に確保できる保証はない**
- ・ 留保財源の減少など、**頑張る地域へのインセンティブを阻害**

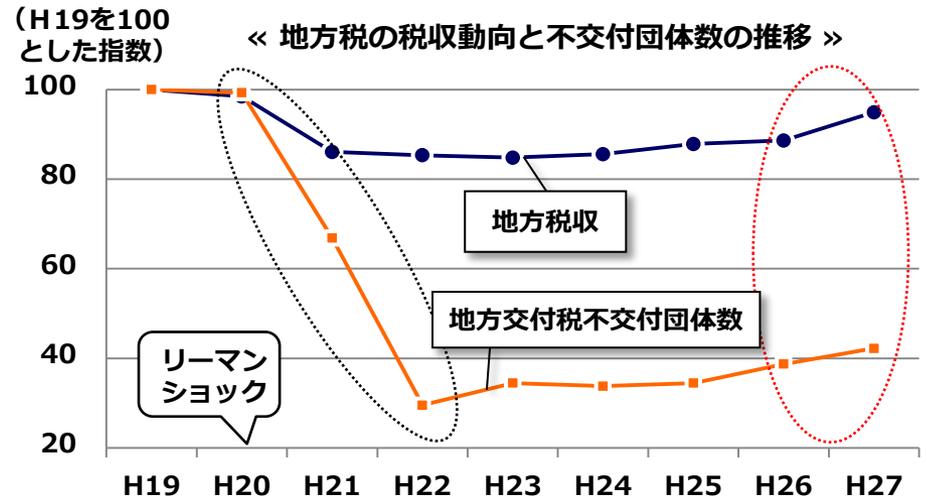
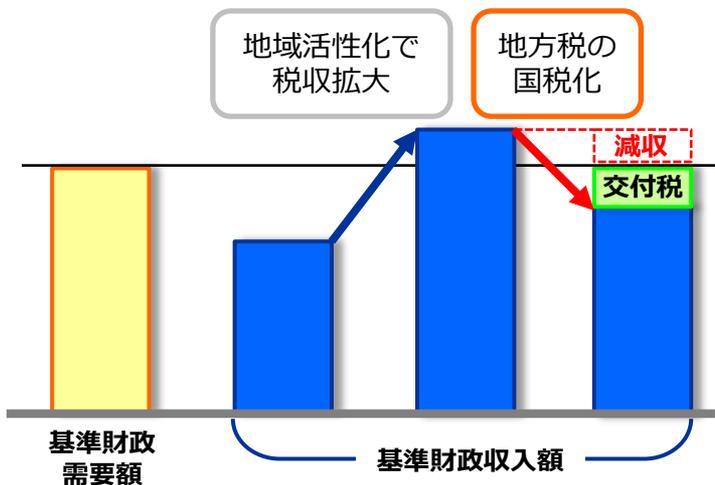


「地方分権」の理念と逆行する

- ✓ 不合理な偏在是正措置により地方税が国税化されたため、景気が回復基調にもかかわらず、**地方交付税の不交付団体数が伸び悩んでいる**
- ✓ このような状況は、地方自治体の自立的な財政運営を目指す「地方分権」の理念と逆行する

税収拡大により不交付団体となるはずが、**地方税の国税化により不交付団体となれない**

景気は回復基調だが、**不交付団体数はリーマンショック前の水準に戻らず**



H27.7.24
高市総務大臣
記者会見 (抜粋)

「… (不交付団体数の水準がリーマンショック前と未だに開きがある) その要因として、平成26年10月に市町村民税法人税割の税率引下げ (= **地方法人税の創設**) が実施されました。その結果、**景気が回復基調にあっても、これらの税制改正前ほどは、市町村民税法人税割が増額とはならない**…」

地方法人特別税は当然に廃止されるべきもの

- ✓ 平成26年4月に消費税率が引き上げられ、地方交付税原資の充実が実現したため、地方法人特別税は当然に撤廃されるべきところ、**現段階での復元は3分の1**にとどまっている

《 石原知事のコメント(福田総理との会談について) (平成19年12月) <抜粋> 》

- 東京は、首都として、また300万人を超える昼間流入人口の存在により、膨大な財政需要を抱えている。にもかかわらず、国は20年度税制改正において税収格差の是正と称して、都などから法人事業税を吸い上げようとしており、都は強く反対してきた。
- 総理からは、地方の窮状を理解してほしいとの話とともに、「首都東京の活力の増進により日本の発展を促すため、都の重要な施策に国は最大限協力する、そのため実務者による国と都の協議の場を設ける」との提案がなされた。
- 今回の法人事業税の取り扱いは、大都市の財源を理由なく地方に移転させるもので、**地方分権に逆行するばかりでなく、税の原則に反し、都として納得できるものではない。**
- しかし、今回総理が、首都東京の活力の増進が国の発展に不可欠との認識を示した上で、都の重要施策の実現について踏み込んだ提案をされたことは重要である。私からは、この総理の提案を踏まえ、現在東京が取り組んでいる重要施策を具体的にあげ、国も力を尽くすべきことを強く求めたところ、総理は前向きな返事をされた。
- これを踏まえ、**今回の措置を税制の抜本改革までの暫定措置とすることを条件に、協力することとした。**

「他の偏在是正措置」を検討する状況にない

- ✓ 地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、いわゆる税収の偏在度は縮小しており、「他の偏在是正措置」を検討する状況にない

地方消費税率の引上げにより、いわゆる税収の偏在度は、**3.1倍から2.6倍まで縮小**

◀ 人口1人当たりの都道府県税収の比較 (平成25年度決算) ▶

【最大・最小の比較】

人口1人当たり 都道府県税収		平成17年度 (暫定措置導入判断時)	平成25年度	暫定措置撤廃 ・復元後	消費税率10%時 (地方消費税率2.2%時)
最大	東京都	211,647 円	182,243 円	219,514 円	255,153 円
最小	A県	68,336 円	71,113 円	80,016 円	98,194 円
最大/最小		3.10 倍	2.56 倍	2.74 倍	2.60 倍

※超過課税・法定外税を除く

【参考:全国平均との比較】

人口1人当たり 都道府県税収	平成17年度 (暫定措置導入判断時)	平成25年度	暫定措置撤廃 ・復元後	消費税率10%時 (地方消費税率2.2%時)
東京都	211,647 円	182,243 円	219,514 円	255,153 円
全国平均	117,616 円	112,884 円	128,066 円	152,821 円
東京都指数	179.9	161.4	171.4	167.0

※超過課税・法定外税を除く

※「東京都指数」は、全国平均を100としたときの指数

都は地方法人税により消費増税による増収額を実質的に失っている

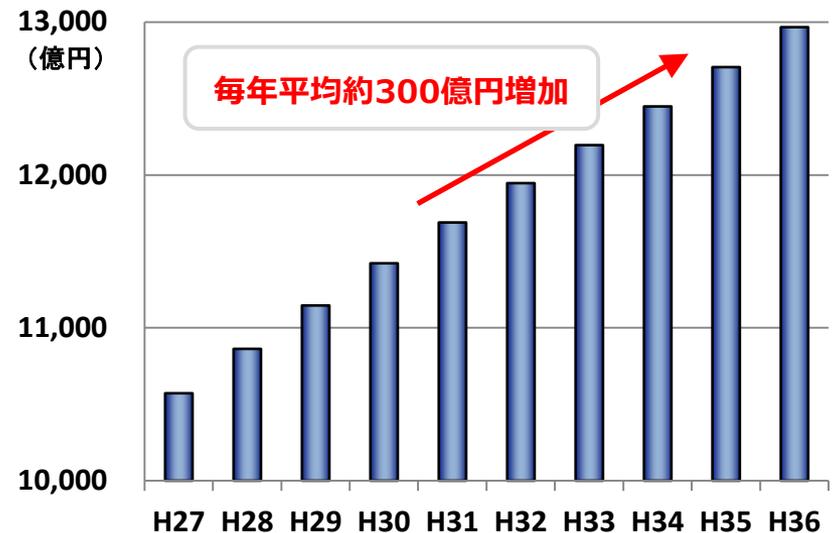
- ✓ 消費増税は、そもそも社会保障の充実と安定化を目的として行われたもの
- ✓ 都では、地方法人税による減収額が消費増税による増収額を上回っており、**社会保障関係費の増加額**（全国知事会は、消費税率10%段階での都の増加額を**1,000億円**と試算）を、**他の財源で補てん**しなければならない
- ✓ さらに、都の社会保障関係経費は、毎年平均約300億円増加するという推計もあり、地方交付税の不交付団体である都は、**他の財源による補てん額が拡大していく可能性がある**

◀ 地方消費税の引上げ等に伴う東京都の影響額 ▶

	東京都	
	消費税率 8%段階	消費税率 10%段階
消費増税 による増収額	1,260億円	2,160億円
地方法人税 による減収額	▲ 1,280億円	▲ 2,190億円
実質的な影響額	▲ 20億円	▲ 30億円

※ 消費税率10%段階の影響額は、地方消費税率の引上げ見合いで試算

◀ 社会保障関係経費の将来推計(試算) ▶



※ 将来推計の試算は、新日本有限責任監査法人による

地方法人課税の分割基準の考え方について

- ✓ 分割基準は、応益課税としての地方法人課税の性格から、**企業の事業活動規模を的確に反映したものでなければならない**が、これまでの見直しは実質的な財政調整であったと認識

《 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（平成25年11月）〈抜粋〉 》

6 その他の検討課題

(1) 分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、**財政調整を目的として変更することは適当ではない。**

《 平成26年度東京都税制調査会答申（平成26年11月）〈抜粋〉 》

II 3 法人事業税、法人住民税及び法人税

(5) 分割基準について

分割基準については、税収の偏在是正を目的として、地方自治体間の財政調整がより強く働くように見直すべきとの主張がある。

しかし、そもそも分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。

分割基準は、応益課税の考え方から、行政サービスの受益の程度を適切に反映させるために、課税客体である事業の規模又は活動量を的確に表したものでなければならない。**財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう。**

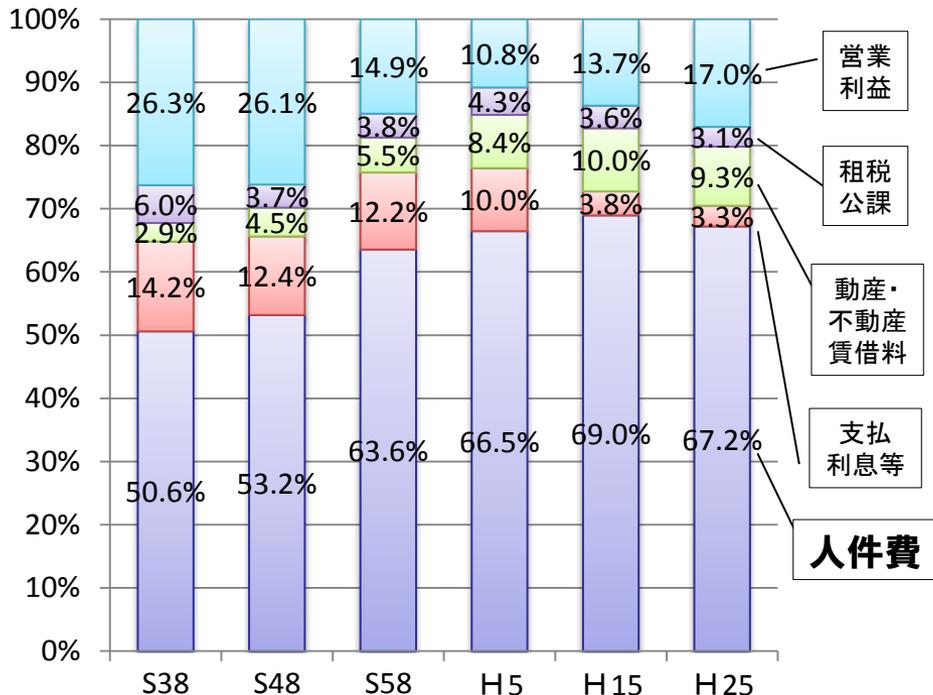
財政調整は、あくまで地方交付税制度によって行われるべきである。

地方法人課税の分割基準の考え方について

- ✓ 企業の事業活動の実態を最もよく表すものとして付加価値が適当であるとした場合、
**付加価値を構成する要素の大部分は人件費であり、それに替わる簡便かつ客観的な
 指標である「従業者数」が分割基準として用いられるべき**

人件費の占める割合は約7割・増加傾向

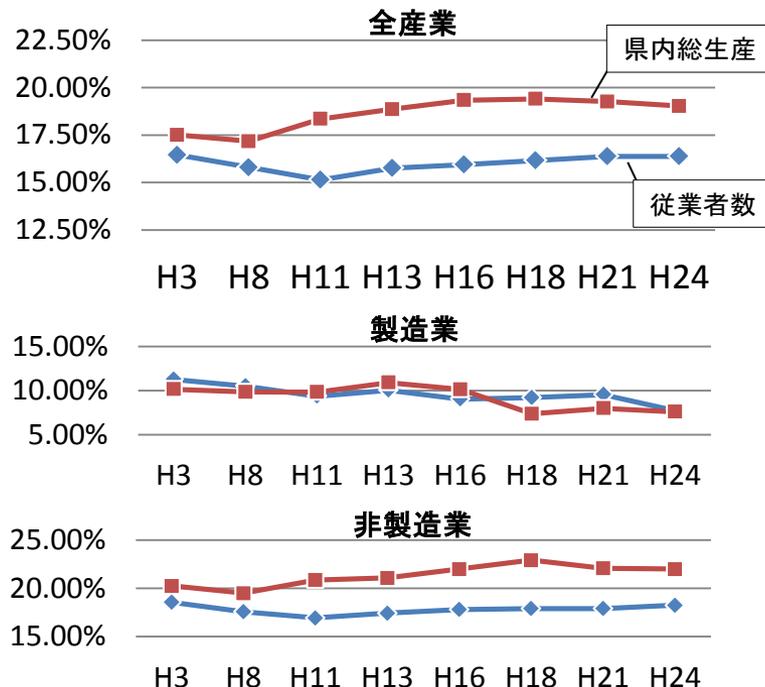
◀ 付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種） ▶



※『法人企業統計年報』より作成

県内総生産のシェアは増加傾向 県内総生産と従業者数のシェアは連動

◀ 県内総生産と従業者数の東京都シェアの推移 ▶



※従業者数は『経済センサス』および『事業所・企業統計調査』等より
 ※県内総生産は『県民経済計算』より

地方の役割に見合った税財源の拡充が必要

- ✓ 地方自治体間の「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、**地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない**
- ✓ 地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、**総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性**

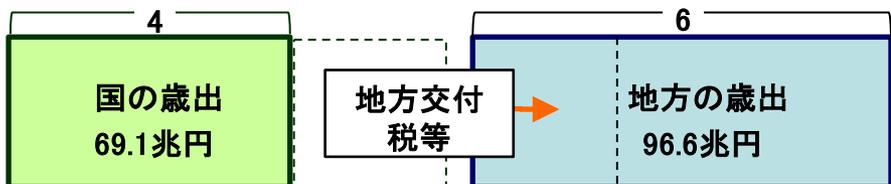
《 現状 》

- ・地方では**年間10兆円規模の財源不足**が生じている
 - ・国と地方の**税収比率と歳出比率は逆転**
- ⇒ これらの解消なしに、**地方の自主的・自立的な行財政運営は実現できない**

《 税収(H25) 国:地方 = 6:4 》



《 歳出(H25) 国:地方 = 4:6 》



《 目指すべき方向性 》

- ・**不合理な偏在是正措置を撤廃**した上で、権限に見合った**地方税財源を拡充**

地方が担う事務と責任に見合う
国から地方への税源移譲

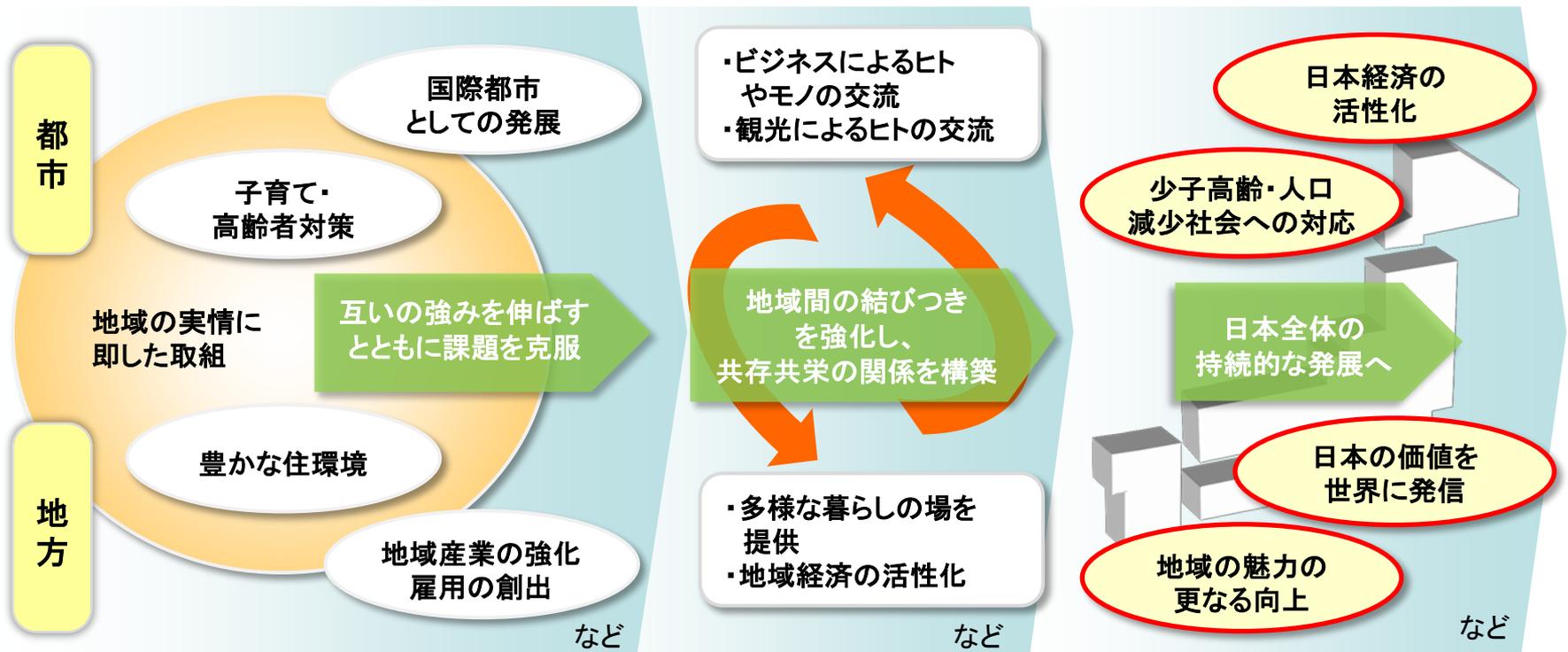
国の責任による地方交付税の
財政調整機能の堅持及び法定率の引上げ

課税自主権の拡大

少子高齢化対策や地域経済の活性化など
地域の実情に即した
地方自治体の主体的な取組を実現

共存共栄による日本全体の発展を目指して

- ✓ 人口減少問題を克服し、日本全体を持続的発展へ導くためには、**地域の強みを伸ばすとともに、課題解決を進める**ことが必要
- ✓ 更に、地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、**互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築**していくことが必要



地方法人課税のあり方等に関する検討会 ～ 指定都市市長会説明資料～

- 1 地方法人課税に関する指定都市の状況
- 2 国・地方間の税源配分の是正
- 3 地方法人税(法人住民税の一部国税化)について
- 4 地方法人課税の偏在是正のあり方について



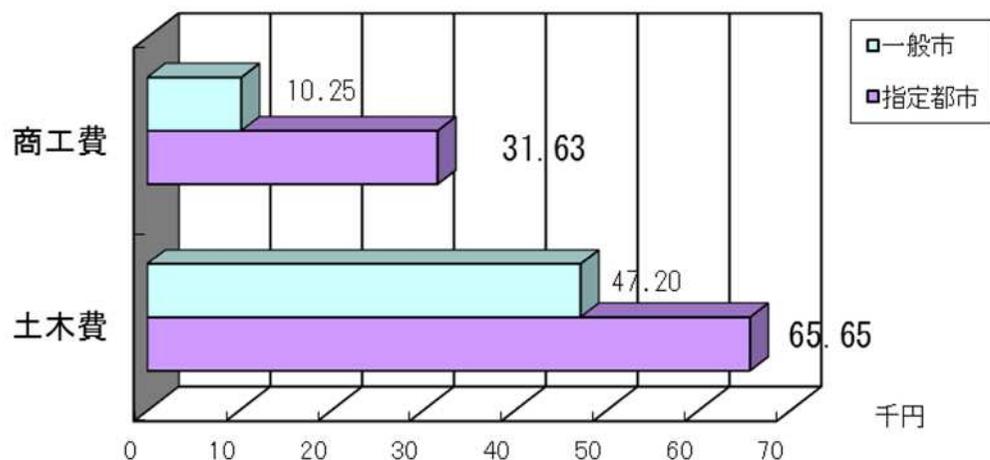
平成27年10月9日(金)

指定都市市長会 相模原市長 加山 俊夫

1 地方法人課税に関する指定都市の状況

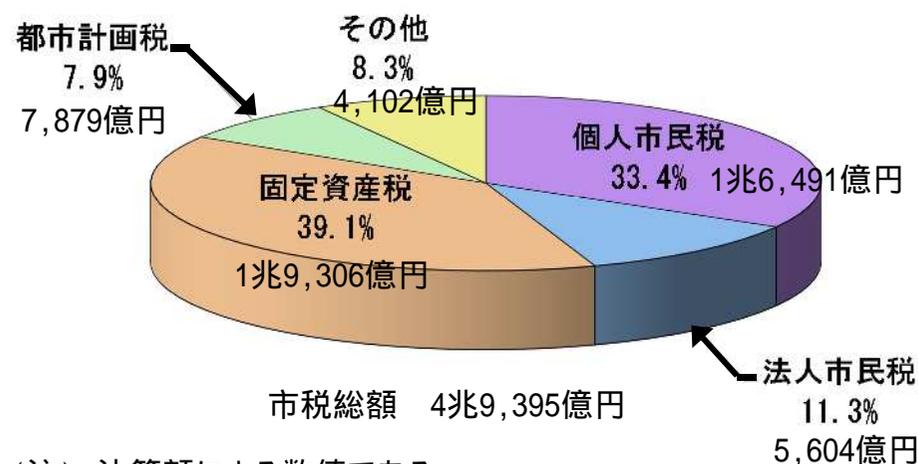
- 法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税として重要な役割を果たしている。
- 産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多くなっており、大都市特有の財政需要を抱えている。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持(1人当たり歳出額)



(注) 平成25年度市町村別決算状況調

指定都市の市税収入に占める法人市民税の割合(平成25年度)

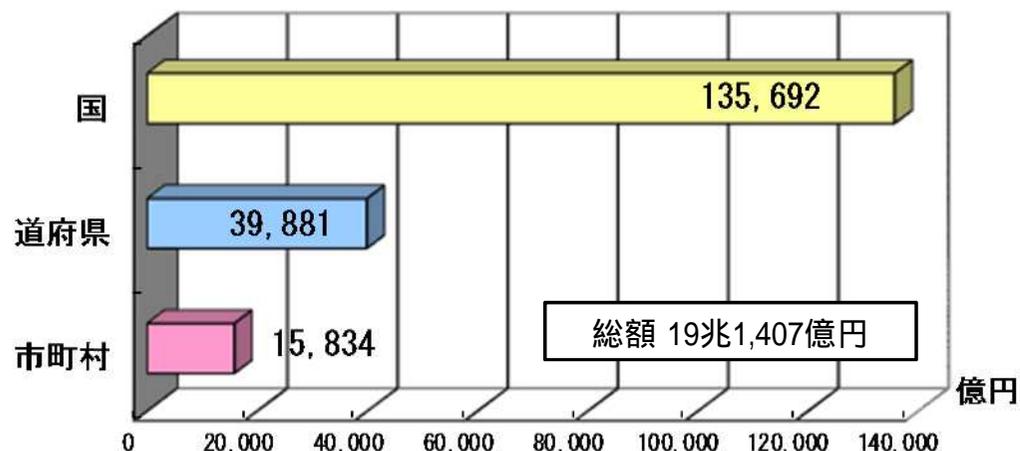


(注) 決算額による数値である。

1 地方法人課税に関する指定都市の状況

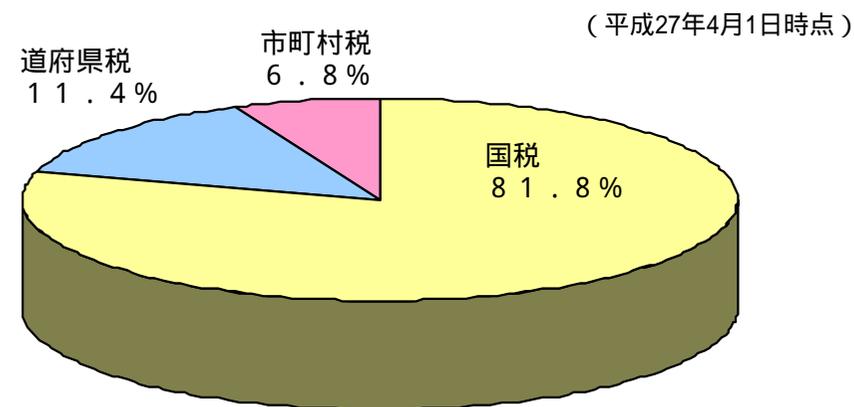
- 都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低く(6.8%)、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない。

法人所得課税の収入額 (平成27年度)



- (注1) 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 (注2) 国は法人税、地方法人税及び地方法人特別税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。
 (注3) 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の配分割合 (実効税率)

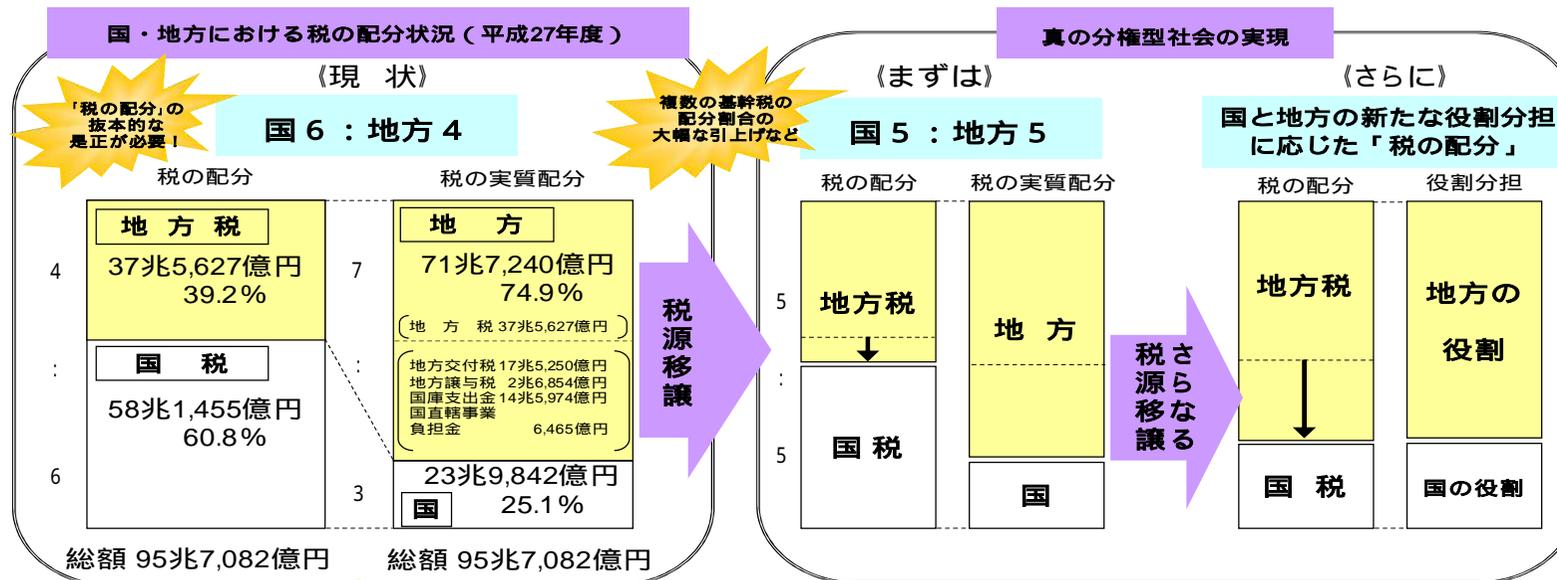


- (注1) 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注2) 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

2 国・地方間の税源配分の是正

- 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくことが必要。

国・地方間の税源配分の是正



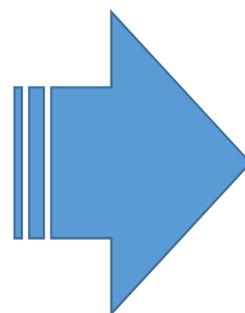
地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差が更に拡大

3 地方法人税(法人住民税の一部国税化)について

- 法人住民税は、市町村が産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供していることに対する応益負担である。
- 地方法人税は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。
- 産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことになり、地方分権にも逆行している。

【参考】法人市民税法人税割の税率改正

標準税率	12.3%
	9.7%
	【2.6%】



法人市民税法人税割
の2割が減少

相模原市の概要

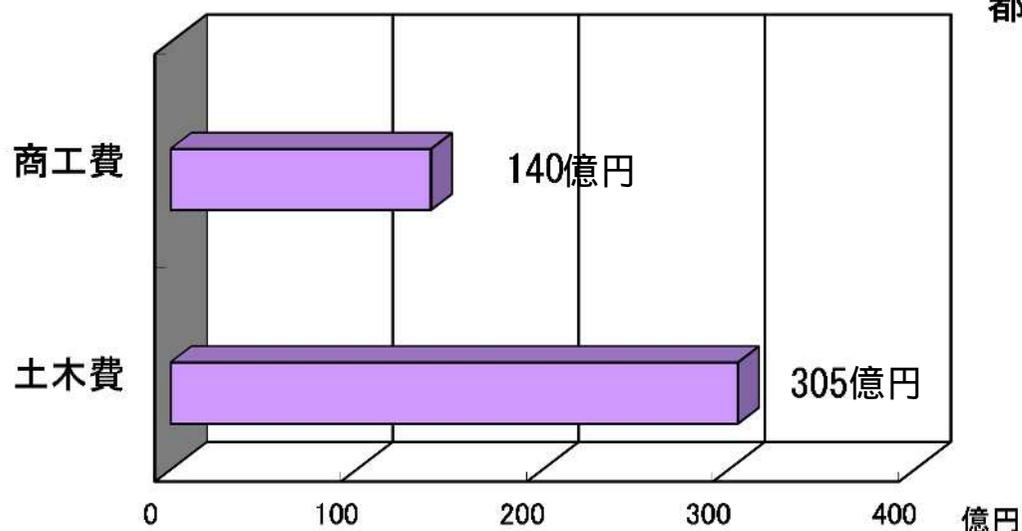
平成22年4月1日
政令指定都市へ移行

- ・首都圏のベッドタウンとして人口急増
- ・製造業を中心に内陸工業都市として発展

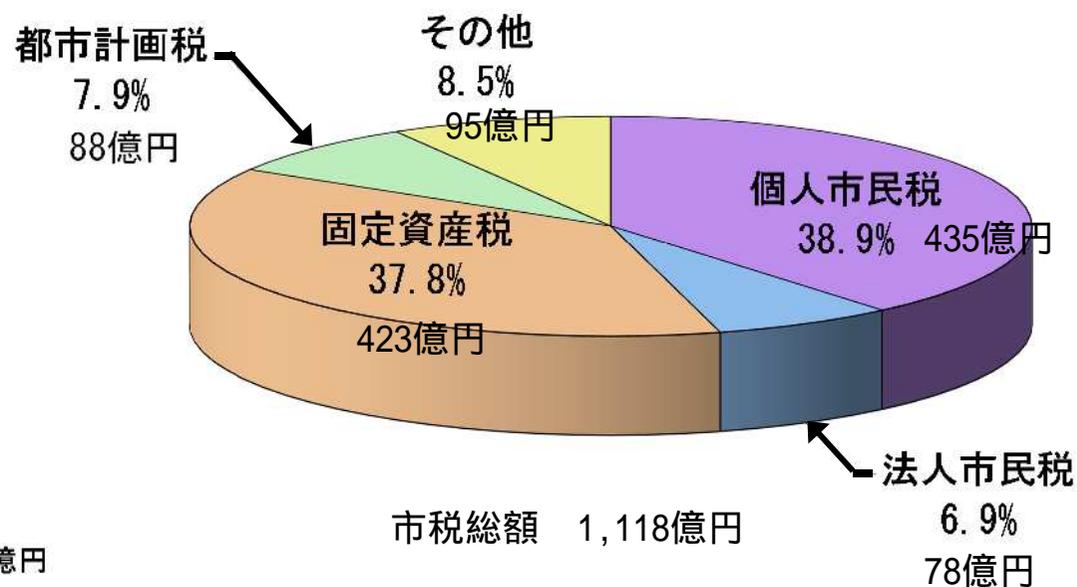


相模原市の26年度決算額の状況

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持費



市税収入に占める法人市民税の割合

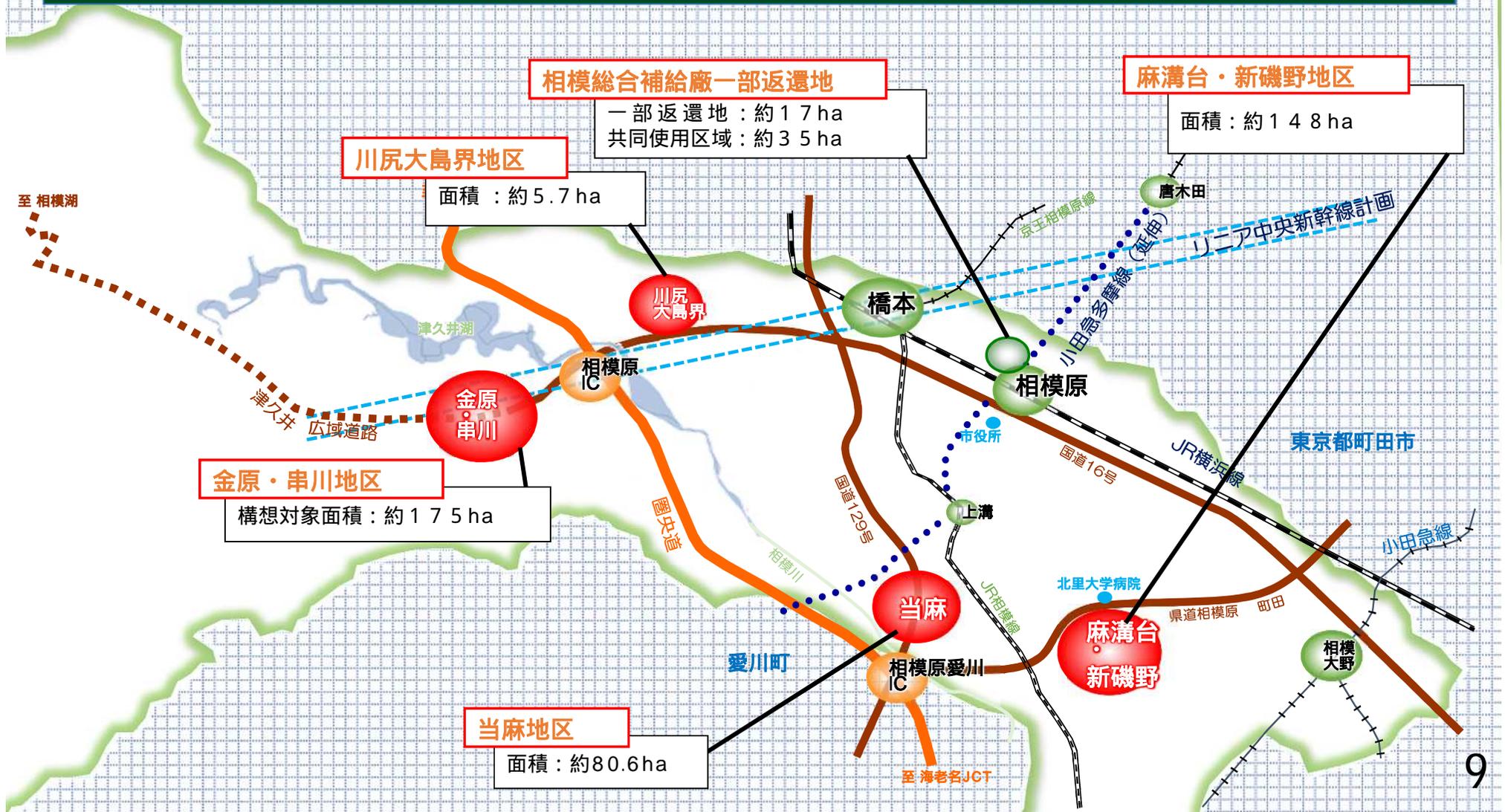


相模原市における広域交通ネットワーク



首都圏南西部の広域交流拠点都市を目指す

相模原市における産業拠点整備とまちづくり



さがみはら産業集積促進方策 (STEP50) 「相模原市産業集積促進条例」

昭和30年に「工場誘致条例」を制定し、企業誘致を開始
主に製造業を支援対象とし、国内有数の内陸工業都市として発展
平成17年10月「産業集積促進条例」を制定し、2度の制度改正を実施

条例の期間

第3期 ... 平成27年 4月 ~ 平成32年3月 (5年)

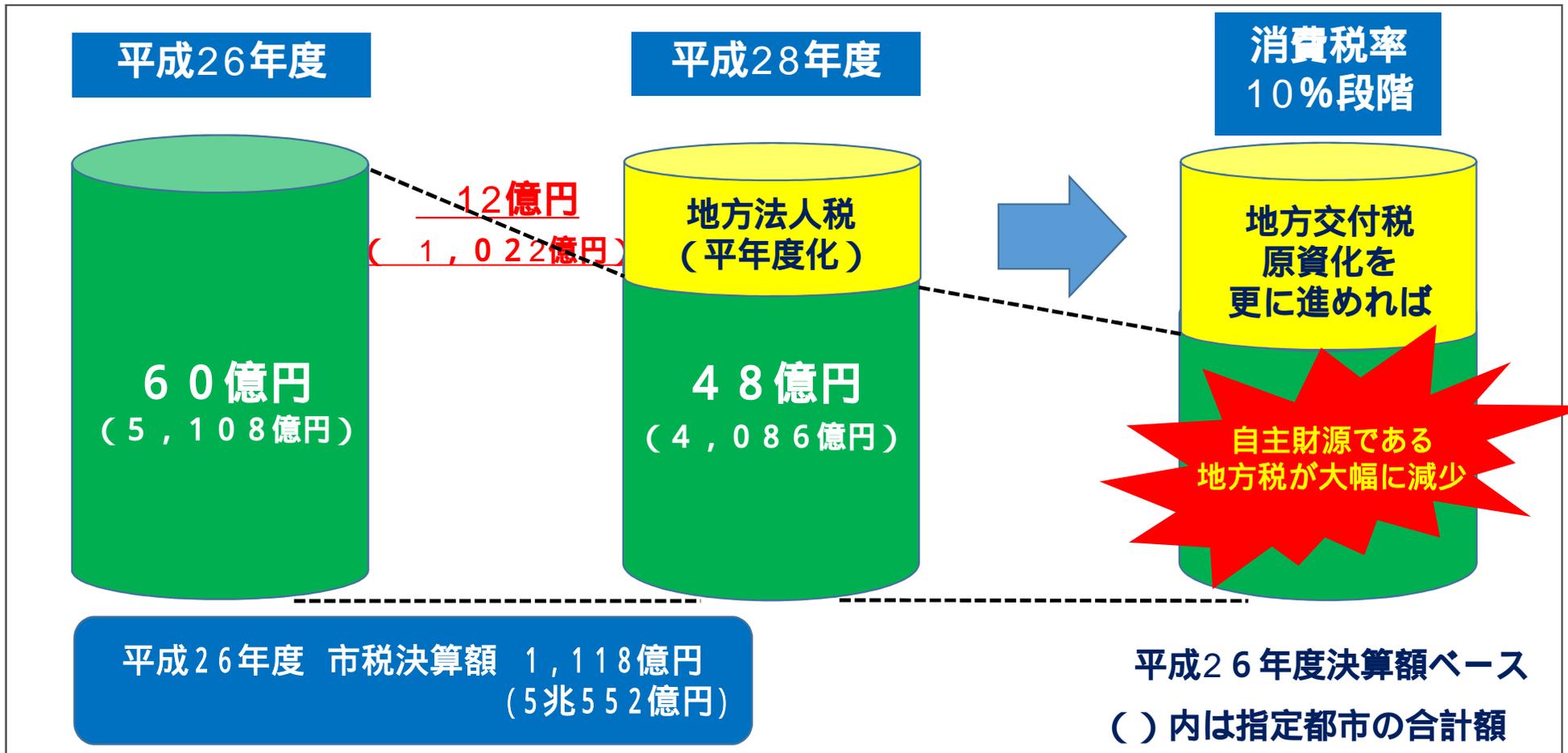
条例の概要・目的

より強固な産業集積基盤の形成 立地企業への奨励措置を講じる
固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減

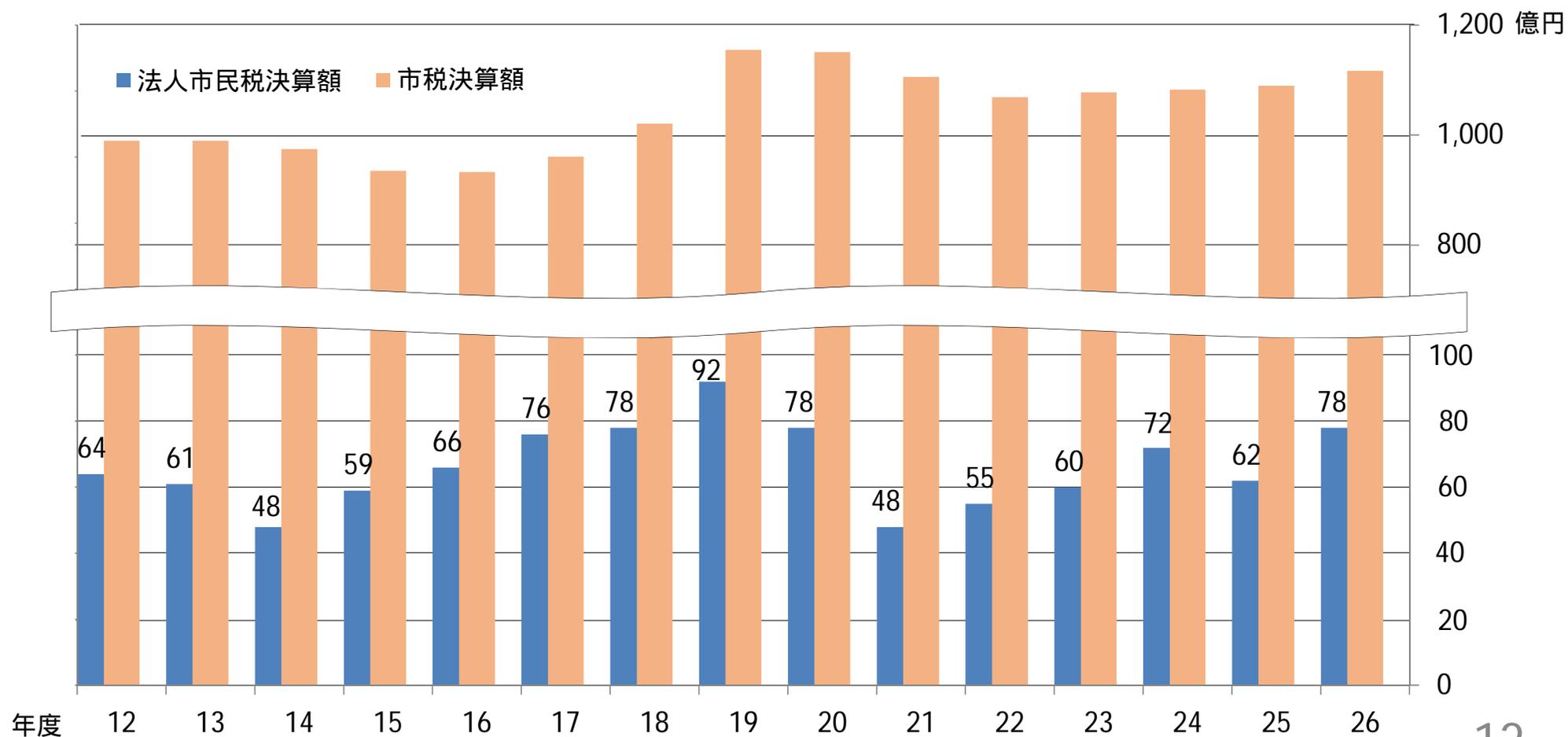
企業への奨励金交付額等

平成17年10月~平成26年度(1期・2期)の実績
(奨励金交付額は86億円、認定件数は110件、総投資額は1,400億円)
平成27年度以降の5年間で奨励金交付額は70億円の見込み
(立地計画の認定は60件、企業の総投資額は650億円の見込み)

相模原市における法人市民税（法人税割）の影響見込額

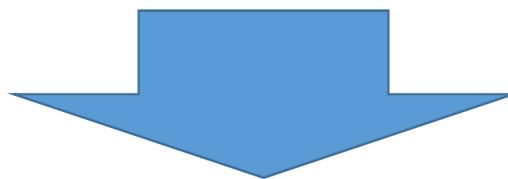


相模原市における市税・法人市民税決算額の推移



4 地方法人課税の偏在是正のあり方について

- 地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、税財源を安定的に確保し、自立した財政基盤を強化することが必要不可欠。
- 地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、速やかに撤廃し、法人住民税に復元すべき。



地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためには、地方税を減ずることなく、国税からの税源移譲など、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め、一体的に行うべき。